

第六十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十二号

昭和四十七年四月十二日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 近江已記夫君

理事 稲村 利幸君

理事 大久保武雄君

理事 左藤 恵君

理事 塩崎 潤君

理事 羽田野忠文君

理事 前田 正男君

理事 松永 光君

理事 加藤 清二君

理事 岡本 富夫君

理事 川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

國務大臣 (總理府總務長官) 山中 貞則君

出席政府委員

公正取引委員長 谷村 裕君

公正取引委員長 吉田 文剛君

公正取引委員長 熊田淳一郎君

公正取引委員長 山形 操六君

公正取引委員長 稻村佐近四郎君

通商産業政務次官 莊 清君

通商産業省鉱山 石炭局長 太田 暢人君

工業技術院長 高橋 淑郎君

中小企業庁長官

委員外の出席者

運輸大臣官房審 見坊 力男君

消防庁次長 山田 滋君

法務省民事局参 田邊 明君

海上保安庁警備 村田 光吉君

救難部救難課長 宮繁 護君

建設省道路局路 官繁 章君

政課長 永瀬 章君

消防庁予防課長 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公団 総裁) 藤沼 六郎君

商工委員会調査 室長

四月十一日

特定纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

熱供給事業法案(内閣提出第八二二号)

海水淡水化法案(原田立君外一名提出、参法第四号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石油パイプライン事業法案(内閣提出第一〇六号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「十口」を「二十口」に改める。
第九条第一項中「その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分に属するものを除く。」を削り、同条第二項を次のように改める。
2 前項の区分共済金額は、次の表の上欄に掲げる共済契約の種類及び同表の中欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に属し、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

共済契約の種類	掛金区分に係る掛金納付月数	区 分		共 済 金 額
		十二月以上	十二月未満	
第一種共済契約	十二月以上	別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に属し、第二項の三第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額	その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額	
第二種共済契約	十二月未満	別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に属し、第二項の四第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第一号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額	その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額	

第十二条第三項を次のように改める。
3 解約手当金の額は、次の各号に掲げる場合に属し、それぞれ当該各号に定める金額とする。
一 第七條第二項又は第四項の規定により共済契約が解除された場合 掛金区分(その区分に係る掛金納付月数が十二月未満のものを除く。)ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、次号の政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額

二 第七條第三項第一号の規定により共済契約が解除された場合(当該共済契約者が同号の会

社の役員たる小規模企業者となつたときに限る。) 掛金区分ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らず、かつ、百分の百五十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額
三 第七條第三項の規定により共済契約が解除された場合(前号に掲げる場合を除く。) 掛金区分に属する区分解約手当金額の合計額
第十二條第四項中「前項の区分解約手当金額は、その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分

についてはその区分に係る納付に係る掛金の合計額とし、その区分に係る掛金納付月数が十二月以上の掛金区分については「に改める。」

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十六条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(共済金等からの控除等)

第十六条の二 事業団が共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金(割増金を含む)又は第四十二条第一項第二号の規定による共済契約者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、事業団は、当該共済金等からこれらを控除することができる。

第十六条の三 事業団が第四十二条第一項第二号の規定による共済契約者に対する貸付けを行なつた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後通商産業省令で定める期間を経過したのちなお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、事業団は、その共済契約者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数のもつとも少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取りくずし、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。

2 前項の規定により掛金を取りくずされたためその掛金納付月数が減少した共済契約者に関する第二条の三、第二条の四及び第十二条第一項の規定の適用については、その掛金納付月数は、減少しなかつたものとみなす。

第三十九条第五項中「通商産業大臣」の下に「の認可を受けて、理事長」を加える。

第四十二条第一項第二号を次のように改める。

二 次のイからハまでに掲げる者に對し、それぞれイからハまでに掲げる資金の貸付けを行なうこと。

イ 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者

その者の事業に必要な資金
ロ 会社、企業組合若しくは協業組合の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者又はその会社、企業組合若しくは協業組合、その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体、その団体の事業に必要な資金
第四十三条第二項中「認可を受けて」の下に「定める基準に従つて」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に小規模企業共済法(以下「法」という。)の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前に法第二条の三各号若しくは第二条の四各号に掲げる事由が生じたもの又は法第七条第三項の規定により解除されたものに係る共済金等の額の算定については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に法第三十九条第五項の規定により通商産業大臣が任命した評議員は、改正後の同項の規定により通商産業大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

理 由

最近における経済事情の変化に対応し小規模企業共済契約の掛金月額の口数の限度を引き上げるとともに、小規模企業共済事業団の行なう貸付業務の円滑化に資するため同事業団が共済金等の支給にあたりその共済金等から同事業団が弁済を受けるべき貸付金等を控除しうることをする等小規模企業共済制度の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○鴨田委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。田中通商産業大臣。小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて、毎月掛け金を積み立て、廃業や死亡といった有事の事態に備へるという共済制度であります。経営や生活の不安定に悩まされがちな小規模企業者にとつてその果たす役割は大きく、昭和四十年十二月に制度発足以来すでに二十五万人の加入者を得ております。

現在、制度発足後六年余りを経過したわけでありましたが、本制度は、本来、経済事情の変化に対応して見直していくべき性質のものであり、この法律自体におきましても、少なくとも五年ごとに制度の眼目である掛け金、共済金等の額の検討を行なうよう義務づけております。本年は、前回昭和四十二年にこの法律の一部改正が行なわれて以来五年目に当たるわけでありまして、

この改正法案は、最近における所得や物価の推移などの経済事情の変化、小規模企業者から本制度に対して常日ごろから寄せられております要望などを勘案し、本制度の一そのの整備をはかるうとするものであります。

改正の内容は、まず第一に掛け金月額の口数の限度を現行の十口から二十口に引き上げ、最高月額を一万円とすることでありまして、これに伴いまして、共済金の最高額も現行の二倍に引き上げられることとなります。

なお、第一種共済契約の掛け金につきましては税法上その全額につき所得控除が認められることとなつておりますので、今回の改正により年額十二万円まで控除されることとなり、小規模企業者にとつてたいへん魅力ある制度となると考えております。

第二は、現行法におきましても小規模企業共済事業団が本制度の加入者に対して融資ができることとなつておりますが、この改正法案で共済金等

を引き当てにした少額資金の融資が行なえるようにするための必要な規定を整備することでありまして、すなわち、融資の償還が滞つた場合に、共済金等からこれを控除することができるようになる等の規定を設けることとしたのであります。

このほか、現行法では、加入者が契約の途中で掛け金月額の変更を行ない、その変更後一年未満の間に共済事由等が発生したため掛け金納付月数が一年未満の部分が生じた場合、その部分につきましては、掛け捨てとなつておりますのを今後共済金に算入するようにするなど加入者の利益と本制度の円滑な実施を確保するための改正を盛り込んでおります。

これが、この法律案の提案理由および要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 次に、内閣提出、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為を取りやめるべきこと又はこれに関連する公示をすることを指示することができる。

(公正取引委員会への措置請求)

第九条の三 都道府県知事は、前条の規定による

指示を行なった場合において当該事業者がその指示に従わないとき、その他同条に規定する違反行為を取りやめさせるため、又は同条に規定する違反行為が再び行なわれることを防止するため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条の四 都道府県知事は、第九条の二の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行なうため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事に対する指揮監督)

第九条の五 公正取引委員会は、この法律の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

(罰則)

第十二条 第九条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

理由

不当な景品類及び不当な表示に関する迅速かつ効果的な規制を図るため、都道府県知事が事業者に対する是正について指示することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○鴨田委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。山中総理府総務長官。

○山田中国務大臣 たいだいま議題となりました不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

不当景品類及び不当表示防止法が昭和三十七年に施行されて以来、すでに約十年を経過しましたが、この間に於いて不当な景品類及び不当な表示による顧客の誘引を防止し、事業者の公正な競争秩序を維持、促進し、一般消費者の適正な商品選択に資することにかんがりの効果をおさめてまいりました。

しかしながら、不当な景品及び販売及び不当な表示は、事業者の日常活動から絶えず発生するおそれがあり、また、実際に不当景品類及び不当表示防止法に違反するこれらの行為は、年々増加してきております。他方、一般消費者の不当な景品類あるいは不当な表示に関する関心は、日ごとに高まり、各都道府県に対するこれらの違反行為についての消費者の苦情の申し立ても、また増加しております。

しかるに、このように多発している不当な景品及び販売及び不当な表示につきまして迅速に対処するには、現在の公正取引委員会の体制では必ずしも十全であるとは申せません。したがって、まず、不当な景品類及び不当な表示に関する迅速かつ効果的な規制をはかるためには、公正取引委員会が、地域住民と密着した消費者行政を運営している都道府県知事と協力して不当景品類及び不当表示防止法の運用を行なうことができることといたす必要があると考えられますので、ここに本改正法案を提出いたしました次第であります。

次に、本改正法案の概要でございますが、第一に、不当な景品類の提供及び不当な表示につきまして、その行為を取りやめべきこと等を指示することができるよう権限を都道府県知事に委任するものといたしましたこととあります。

第二に、違反行為者が指示に従わないとき、その他必要があるときは、都道府県知事は、公正取引委員会に対し、違反行為について適当な措置をとるべきことを求めることができるものといたしましたこととあります。

第三に、指示権等の行使について必要な調査権を都道府県知事に委任するものといたしましたこととあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○鴨田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○鴨田委員長 次に、内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案及び石油パイプライン事業法案の両案を議題にいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川端文夫君。

○川端委員 大臣がお見えになっておりますので、冒頭にちょっとお尋ねしてみたいことがあるわけです。

きょうの新聞報道によりますと、先日OPECの事務総長が見えておつたし、あした何かOPECの経済部長との話し合いで日本側から提案するように書いてあるわけです。そこで、OPECとの包括協力に対する協定という大局的な問題に対しては、いたずらに反対とか賛成とかという軽率な議論はいたしませんけれども、とにかくにもOPECに対して将来協力できるといふ問題の中から、三十億ドルばかり開発基金制度をつくって、将来OPEC産油国に対しての経済援助をするという方針も含まれていると伝えておるわけです。これが真実であるのかどうか、真実であるとするならば具体的な案があるならばお聞かせを願いたい。このことをまずお尋ねいたします。

○田中中国務大臣 OPECとの資源協定があるような報道が一部あるようでございますが、通商産業省がいまそのような構想を固めた事実とは全くありません。

それから第二は、先般OPECの事務総長が来日の際に、OPECとしては原油の日本への直接販売、産油国内における製油所の建設、タンカーの建造などについて日本側の協力が得られるならば幸いであるというような意向が表明されたようでございますが、これは私は国会出席中で私自身が会うわけにまいりませんので、事務当局が会って話を聞いたわけでございますが、この問題に対してはまだ通産省の意見を表明する段階でないというところで、お話を聞いただけということでございます。

○川端委員 事の内容がまだ報告できる段階にないからお話しになれないのか、真実かなり進んでいるのかという問題を聞きかけたわけでありまして、けれども、これらの問題は別にあつたわけでありまして、問題は昨年の十二月石油連盟の滝口会長に参考人として来てもらって話をした当時、やはり今日までメージャーとの協力によって円滑なる原油

の輸入を受けていた日本としては、メージャーを抜きにされた姿は必ずしも得策とは言いかねる、十分注意されたいという、何かお説教がましい発言もされておったわけですが、これらの問題に対しては、やはり日本に先がけて一つの先物売り込みの形があるのではないか、こういうことも十分注意されての考え方があるのか、メージャーとOPECとの関係、大消費国である日本との関係に對して今後どういうふうに考えて対処していくかという問題に對して、大臣の所感を承っておきたい。

○田中事務大臣 石油の消費量が年間もうすでに二億キロリットルをこしておるわけでございます。五十年には三億キロリットル、六十年になれば七億キロリットルをこすというところでございますので、やはりOPECやメージャーとの関係を全然考えないままでのやり方ではないというわけにはまいらないわけでございますが、しかし、これは国内需給状況の見直しもございまして、新しいいろいろな問題が起こつてまいっておりますので、慎重に総合的な判断をしようというところで事務当局としては検討もいたしておりますし、また、石油会社そのものもいろいろな構想を持っておりますが、これを取りまとめてどう申し上げるという段階にまだ至っておりません。しかし、いままでのような考えではなく、相当広範な立場で検討し、しかも、長期的な一つの見通しを立てる、計画を立てるということが必要であるというところは、もう御指摘のとおりでございます。

○川端委員 慎重にということばは、当面きまっていけない場合におけることばとしては受け取れないわけではないけれども、ややもすると、慎重にということばで、問題の経過措置等に対して国会等にある程度明らかにしながら審議を求めているという態度に從來欠けていたのではないかと、こういう点も申し上げてみたいわけですが、したがって、問題がきまってきたから、コンクリートされてから、さあこれだという、こういう審議のさ

せ方は必ずしも民主主義の形においては適當でない。やはり過程における経過等も随時報告するという態度が望ましい態度ではないかと思うわけですが。

今回の公団法の提案に對して、私の感ずるところを申し上げますと、やはり石油というものが今日エネルギー資源の大宗をなすに至つた。こういう状態で石油の資源というものを将来に見通しをつけられ、ますます大消費国である日本の不安定要素がふえてきたということから、公団法の改正が一つの強化に對する改正の案として生まれてきたのではないかと、こういうふうな受け取りながら審議をいたしておるわけですが、私はこの問題を考える場合に、単に石油のみにとらわれるというあり方がいかなるものであろうか。やはり日本のエネルギー資源の大宗をなす石油の問題を審議する場合においては、審議会等においても総合エネルギーの審議会というものがあつたわけですから、それらの中からの答申に基づいて案をつくられたにしても、エネルギーという問題を全体のワイドで石油をも考えていく。こういう意味において私はこの石油公団法をエネルギー公団法と、たとえば仮定ですが、こういう形においてもっと幅広い強力なものになすべき必要があつたのではないかと、思ふのですが、いかがでしょうか。

○田中事務大臣 一つの考え方としては理解できますが、しかしエネルギーというものは、石油、原子力その他いろいろ考えられますが、これを全部ひくるための公団ということよりも、やはり石油は石油としても非常に大きな問題でございまして、石油公団、それから石炭は石炭に對する公団、またウラン等を大量に備蓄しなければならぬということになれば、当然事業団その他保有公団等も一つの考え方として考えられるわけでありまして、これは民間九電力に保有させるとしても、その過程においては、比較論としては当然考えられなければならぬ問題であります。ですから、企業体として幾つかの事業団その他が一つの公団としてまとまらなければならぬという

いうことよりも、政策として総合エネルギー政策が確立せられなければならないということばは、これは当然のことでありまして、これは自民党にもございまして、各党にもみな総合エネルギー対策特別委員会というふうなものがありまして、長期的エネルギーの調整というものを考えておるわけでございます。

審議会においてもやはり総合エネルギーとしての審議会が総合的なものと考えられることが望ましいというところは、私もそう思っております。通産省はその意味においては石炭局もございまして、公益事業局もございまして、通産省でも一つのものをお考えるときには、これは各局と全部総合調整を行ない、総合的な立場で立案をされるということばは事実でございます。

ただ、通産省は年次のものを調整するには、これは間違いないにしても、長期的なエネルギー政策、エネルギー間の調整等を考える場合に、もっと高度な、また詳細な検討が必要である。そういう意味で、成案を得てから法案としてお願いをするということではなく、その過程において国会その他在野の意見を集約できるように体制をとることが望ましい。そういう意味で御質問があつてもなくとも、これはもう中間において御報告をするようにいたします。

○川端委員 一つは、私はいろいろ検討されることはけっこうなことであると申し上げたいけれども、常に審議審議で、慎重審議のために後手に回つていくのじゃないか。しかも資源確保という問題に對しては、やはり長期的な計画を持たないで行き詰まると走り回るといふ、この扱い方がかなり日本に大きな損失を与えたのじゃないかという考え方もあつて、そういう意味から見て私はやはり長期的な展望を持つ計画の中に、早くしかも強力な手を打つべきものに多少は手を打っていくという意味においては、今回の公団法の改正だけでは足らぬのじゃないか、弱いのじゃないか、こういう考えをもつてお尋ねしているわけですが、もう一ぺんお答え願ひたいと思うわけですが、

○田中事務大臣 御指摘のとおり、私も常に通産事務当局とそういう立場で話をしておるのです。やはり政府そのものが対症療法、いわゆる石油が逼迫してくれば、これを集めるためにどうするか、石油が余つたときにはどうするか。外貨問題もそのとおりであります。余つてもなかなか、そのうちに減ります。こういうことで事態が起こつてきたらば、これは行政機構はそういうふうになつておりますから、そういうところはやはり政治家の責任だと思ひます。通産省で総合的、長期的なものに對していろいろなことがおくれれておるとすれば、それは大臣の責任であり、政務次官の責任——政務次官もおりますが、これは大臣の責任である、こういうことを申し上げます。これは積極的、長期的なものというよりも、どうしても法制が現実即ちした単年度主義でありますので、そういう批判は免れない。エネルギーの問題は、エネルギーも、特に石油などは長期的に見ればだんだんと逼迫をしておるのでありますから、総合エネルギー対策というものに對しては長期的、総合的なものを早急に、焦眉の問題としてこれを審議いただくようにすべきであるという御説には賛成でありますし、そういう姿勢で努力をしてまいります。今度の公団法でも万全ではない、足りないというところもわかりますが、しかし、いまのような状態を前進させる、そして当面解決しなければならぬための御審議をお願いしておるわけでございますので、どうも総合的なものが全部できないうちにはということではなく、今度はひとつ御審議をいただいて、できるだけ早い機会に総合的な計画案を出せというふうなことでもひとつ御了承いただきたいと思います。

○川端委員 大臣の時間も制約もありますから、あまり多くを詰めるわけにはいきませんけれども、ただ一言申し上げたい。先日、一般質問でも、大臣が留守の間に質問の中で申し上げたのですが、現在、政府手持ちの米ドルというか、外貨のいわゆる通貨調整による差損というもののだけでも一兆億円をこしている

というこの事実の上に立つて、これは何も総理大臣のお金でもなければ大蔵大臣のお金でもないわけです、国民の金であるから、そういう損失に対して、先取りして、少なくとも最小限の差損で済ませるような努力が足らなかったのじゃないかというのを考える場合に、いま問題になっているこの公団法の改正の中では、外貨減らしというものも含めて、探鉱その他将来に期待をかけての審議をいたしておるわけでありまして、やはり政策の長期ビジョンをもって先取りをしていくのが政治家の任務じゃないか。いま大臣が私の質問の前に答えられたわけですから、これ以上繰り返しませんけれども、そういう趣旨で今後進めてもらいたい、こういうことをまず申し上げておきたい。これは要望であります。

時間の制約もありますから、もう一つの問題として、このエネルギー調査会の報告を見ましても、このような公団法の改正に至る過程の中には、原油購入価格の引き下げ、石油企業の自主性の確保、貯油の増強、原油供給源の分散化等々と並んで、海外原油の開発を大きく考えなければならぬということをおるわけですから、そこで、この審議をいたしております公団法の中には、公団という特殊な性格もありますが、安定供給が消費者保護かという問題に対しては、言うならば、安定供給に対しては一步前進であることは認めるけれども、消費者保護という価格の問題に対しては、業界等に強い指導力を出せるだけの力がないではないか。こういう点を大臣はどうお考えになっているか、お答え願いたいと思います。

○田中大臣 資源の確保に対しては、安定かつ低廉でなければならぬ。安定と低廉というものは、どうしても安定供給が得られなければならぬわけでありまして、安定というものは確保できないわけでありまして、安定というものは低廉に通ずる一つの道であるという言い得るわけではございません。先ほど申し上げましたように、これは通産省の試算であります、年率六・

四％ぐらいずつ石油の消費量というものはふえていくだろうというけれども、いままでの例からいうと、一〇％ぐらいふえるわけでありまして。そうすると、六十年度の七億キロリットル、約七億トンというものよりも、大きくなって小さくはならない、こういう状態でございます。ところが、昨年来の国際的な情勢をあらわにしてもわかるのとおり、OPECの問題等非常に不安定なものがございまして、まずこれを広範な立場から安定的な輸入ができるようにしなければならぬ。そのためにも、やはり開発の多様化、合併会社その他長期的な投資というものを考えないと、なかなかその果実を得るというわけにもまいりません。しかし、計算をしてみると、単純計算をやる、いままでの大蔵省の考えなどは、物は下がるから必要などきに買ったほうがいいのだ、備蓄などをたくさんすると、また、開発投資などをすると、

利息を考えるとどうしても高くなるという、私のところへ出てくるのは大体備蓄反対のような数字ばかり出てまいりますが、そんな考えでは、安定的、低廉なエネルギーの供給など受けられるものではない。特に日本は九〇％の石油が外国から入れるものであつて、しかもマラッカ海峡を通ってくるものが九〇％であるというふうな事実から考えてみても、やはり安定というものに対しては、積極的な開発輸入を行なうということでは、安定も低廉も期しがたい。こういうことで今度御審議をいただいておりますが、先ほども申し上げましたように、これをもって足れりなんて考えておられません。これはひとつ早急に、少なくとも六十年、七十年というものはどうするのかわからないことではあるけれども、制度をつくり、投資を行なうということが必要であることは、そのとおりだと思います。

○川端委員 私は考えるのに、自由競争による民間主導型の経済か行政主導型の経済か、という岐路に石油の問題は立っているように思うので、その意味においては、従来のような民間主導型に一步メスを入れて行政主導型に切りかえていく、そ

の手段として、公団法の、強化を含めた法案として受け取りたい、受け取らなければいかぬ、という考え方で審議に当たっているということをお願い申し上げておきたいと存じます。

もう一つ、時間の関係で一つだけ最後にお尋ねしますが、言うならば、いろいろ審議過程において、低硫黄原油の入手はなかなか困難である。努力はしておるけれども、このみ買ひあさるといふことになれば、やはりアニマルという悪評も出てくるのではないか。そういう意味において、高硫黄の原油を買わざるを得ないという一面も日本としてはどうしても考えなければならぬということになれば、これほど日本列島をよごしている公害の中から、石油の果たす役割りとその被害というものの比重を考えた場合に、脱硫装置等に対するプロジェクトと申しますか、研究努力がまだまだ不十分ではないのか。一方においてはそういう先取りのことも必要であるけれども、国民生活の立場からいうならば、公害防止の立場から脱硫装置を、強力な研究を確立して実施していく時期にきていて、こう考えるのだが、この点についてお答えを願つておきたいと思つておる。

○田中大臣 御指摘のとおり、ローサルファの石油を得ることはなかなかむずかしいということではございまして、排煙脱硫というものを研究しなければならぬ、これを実用化しなければならぬ、ということでは、焦眉の問題でございまして。四十一年度から開発プロジェクトとして研究いたしまして、四十四年度には大体研究が終わつておるわけではございません。これは、ただ、いまの状態では敷地がないのでできないという問題もございまして。そういう意味で、国が主体になって排煙脱硫というものを対しては早急に実用化するということではあるけれども、全部液化ガス、可燃性ガスにかえるという問題はございまして。それによつてコストが上がるという問題もあつておる。

でも、膨大な石油を使うのでありますので、脱硫装置の研究、技術開発というものは、これはもう全力をあげて実用化させなければならぬというところは通産省も考えております。

○川端委員 終わりますが、私は要望を申し上げます。

研究、努力ということは重宝なことではございまして、けれども、実際の裏づけを十分にするという決意、勇気が足りないのではないかとこの立場で申し上げておつたので、賢明なる田中通産大臣に御検討を、御勘考を願いたい、このことを申し上げます。

○田中委員 次に近江已記夫君。

○近江委員 時間が非常に短時間でありまして、簡潔にお聞きしたいと思つておる。

一つは、外貨が二百億ドルになるのじゃないかということ、そういうことからさらに円の高切り上げというふうな心配も非常に持たれておるわけでありまして。そうした背景の中から出てきたと思うのでありますが、特に田中大臣が第二外為等もつづつて今後さらに積極的に各種の対策をやつていきたい、こうしたことをちよつとお聞きしておるわけではございません。当然第二外為の中には石油公団の出資とかあるいはこの備蓄対策、さらには石油だけでなく他の資源等もお考えになつていらっしゃるのかどうか。その辺の第二外為に対する構想なりそうした点につきましてポイントをひとつお聞きしたいと思つておる。

○田中大臣 三月末の外貨準備高は百六十七億ドルでございます。しかしこの内容をよく見てみますと、必ずしも外国から指摘されるようなものではないように思つておる。これは大蔵大臣でありまして、私も外国から指摘されるところかと思つておる。どうも外国から日本の外貨準備高について非常に文句を言われておる。これは私も、私もかつて三年間も大蔵省に奉職しましたので、そういう立場でいろいろのものを調べてみると、これは半分ぐらゐが実勢だということを感じておる。どうも八、九十億ドルというものがほんとうの外貨で

あつて、あとの七、八十億ドルというものは、これは政策をうまくやればこんなことにならない。これは政策をどうかという、これは金利が高いわけです。西ドイツは三〇%の公定歩合、こちらはまだ四・七五%、こういう状態でございます。いままで長いこと日本は資金を借りてばかりおりましたので、外国銀行からドルを借りてMOF会計に売っておるといふような感じがいたします。これは私はさだかな数字ではございませんが、私の感じでは、大体これは大筋において間違つておらぬような感じがいたします。しかし現実的には百六十七億ドル、まあ百七十億ドルに近い外貨を持つてゐるわけでございますから、先ほどから御指摘がございましたようにいろいろな問題が起つております。石油はまず備蓄が少ないという問題が一つあります。しかも長期的、安定的、低廉な石油を得ることはむずかしい情勢にある。そういう意味ではやはり開発輸入を考えなければならぬ。権益も確保しなければならぬ。いま石油公団のワク内だけで解決ができるようなものではない。これはアメリカの一つの石油会社にも満たないようなものであり、ちょっともうかれぱすぐバランスをとつて引き上げられる。こういうようなことでは、とても日本の七億キロリットル、十五億キロリットルという長期の石油輸入の基本を確保するわけにはまいらぬと思ひます。

もう一つは、いろいろな金属、鉱石その他でございますが、これは不況のために引き取れないで現地に積んでおつて、これを引き取れないために現地とのトラブルが絶えない。しかも鉄鉱石の問題等も、西豪州において契約の九〇%しか受け取れないでいろいろ問題を起しておる。これはしかし、世界的な情勢から見ても長こんな状態が続くとは思ひません。そういう意味からいいますと、たとえば特にUNCTADで問題がいま起るわけでございますので、どうしても海外開発輸入というものをひといいまでもより拡大をしなければならぬ。ちょうどいま外為会計では非常に大きな外貨の保有をしてゐるわけでありまして、

で、これを、いまに景気がよくなれば少なくなり、輸入はふえます、輸出は減ります、こう言つておられますが、どうも十カ月近く私はそういうことを言つておつてもまだ下がらない。二、三日前から大蔵省も通産省も、今度はだんだんと輸出が押えられ、輸入がふえてまいりましたなどと言つておられますが、どうも二、三カ月の間で私がいままで申し上げたように外貨がうんと減るといふような状態にはありません。外貨減らしではなく外貨の活用であります。長期的な資源確保という意味で活用する。そういう意味で、できればこの国会に第二外為法のような、臨時的なものになるか恒久的なものになるかは別にして、これを出そうというところで私と大蔵大臣との間の話は合意に達しておりますが、事務当局同士ではなかなかまだいろいろな議論があるようでございまして、まあ参議院の総括質問が終わつてちよつとでもひまができたなら、私と大蔵大臣の間に事務当局をまじえて早急にひとつ詰めよう、こういう状態でございます。

○近江委員 それから、さらに今後輸入を拡大していきたいというようにおつては大臣もずつとおつちやつておられるわけでございますが、そういうことでこの一括法案といひますか、そういうものも検討しなくちやいけないのじやないか、こういうこともちよつとお話しになつたようなことも聞いておるわけでございますが、その辺の考え方について、また今後いつごろお出しになるのか、その辺の構想についてひとつお聞きしたいと思つたのです。

○田中大臣 構想というのは、私が先ほど申し上げたような基本的構想だけで、実は私と大蔵大臣の間で合意に達しておるだけでございまして、あとはとにかく去年の春ごろから八項目として、その中で七項目は実施されましたが、残りの一項目はペンディングになつてゐるわけですが、これが外貨活用である。外貨の直接貸し、外貨の活用——円の収縮を伴わない外貨の直接貸し出しは外為法の規制によつてできません。できなかった

らなげ八項目の中に入れたのだ、七項目にしておけばよかつたんじゃないかということになるわけですが、しかしその当時はまだ六十億ドル、五十億ドルという外貨であつたものが百億ドル以上も積み増しをされて、当時から言つておるうちに、減らないうというものであります。ですからあと残る方法はい、いま私が端的に申し上げた百七十億ドルの中の半分は必ずしもいつでも積み重ねられたものではないと思ひます。だから西ドイツくらいに公定歩合をたつと引き下げて、そして金利政策を思ひ切つて変更してきて、そして半年間も見ていてそこではんとうに外貨が八十億ドル、九十億ドルになつたというなら別であります。それもしい現在においては外貨を活用するほかに方法はないわけでありまして、活用するすれば外為法の改正かもう一つの第二外為法をつくるか、いずれかをしなければならぬということでありまして、これはもう当然そこまで結論はきておるわけでございます。ですから第二外為といふことをどういうふうに内容を詰めるのか。私と水田大蔵大臣の間だけでできたのじや困るから、これはひとつ事務当局間でできなさい。それから、言つてから一カ月もたつておりますが、なかなかきまらぬ。大筋は、つくりうといふことはみな賛成してゐるのです。必要である、この国会に提案をしたいといふこともきまつておりますが、なかなか具体的な問題が詰まらぬので、それで私としては先ほど申し上げましたように、ひとつ両大臣の間でもつて詰めて、こういうところまで申し上げておるといふことで、いまここで第二外為の内容を申し上げられるような段階ではないといふことだけは事実でございます。

○近江委員 それからこのパイプラインの法律がいままでも各省でいろいろ論議されておつたわけですが、提出されました。このエネルギーの中でも、特に石油というものは最大でございまして、こういう点でこの局長にはお聞きしたわけですが、いま経企庁のほうで新全総の見直しというものを作業にかかつておるわけでありまして、当

然こういうエネルギーという問題は非常に大きな問題でございますし、それがこの新全総の中等においてどういふように取り入れられるのか、この点について大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○田中大臣 旧全総、旧々全総、新全総と、こういうものがあるわけでございますが、いまの旧全総といふのを新全総ともいつておりますし、今度の改定は三回目でありまして、これは新々全総といふのか、そこには混濁があります。これは原案の全国総合開発計画、それを一べん修正をして、公共投資二十七兆五千億を倍額の五十五兆に直した新全総、これがいまあるものであります。これをこゝしの夏までにはもう一回改定をしたい。改定をしたいといふときに、通産省は今度相当な発言をしたい、こういうことでございまして。第一の新全総といふのは、やはりいままでの一〇%以上の高度成長をしてきたものの線を引き伸ばして、そしてこれから十年、十五年といふものはどうであらうといふことが考えられたわけでありまして、しかし現行の総合開発計画は、この原案といふものが修正を行なわれた。それはなぜかといふと、民間設備投資が一、三%だと思つておつたものが、二、四、五%という高い成長になり、年間一〇%ずつ成長をしてきた公共投資といふものとの間には、もう全総計画では考えられなかつたくらいアンバランス、社会資本の不足といふものが出てまいつたわけでございます。そういう意味で、現在の全国総合開発計画に改定がされたわけですが、ところが、これは率直に申し上げると、自然発生を是認して、いままでの数字をずつと引き伸ばしたら、あまりにも開きが大きかつたので、その開きを縮めようとしたのであつて、考え方は自然発生であります。

この新全総の計画が再改定を必要とするようになってきたのは、このままのラインであれば、東京、大阪、名古屋というところの五十キロ圏合せて全国の一%の中に三千二百万人もおるものが五千万人にもなつてしまふ。東京から福岡

までのベルト地帯に七〇％ないし七五％の鉱工業生産が八〇％にも九〇％にもなるということになりやすいので、これは先ほども御指摘がございましたように、ここでは民間のエネルギーの爆発だけではなく、政府が相当な計画をもって推し進めるといふ、政府介入という行政主導型のものに切りかえなければならぬ。このほうが合理的でございます。そういう意味で通産省でも去年からずっと北海道、京阪神、沖縄その他いろいろなものの計画をして、調査をしておるわけですが、今度の工業再開発計画を御審議いただくわけでございますので、この面から見ると、もう一歩別な角度から新全総計画が練り直されなければならぬ、こう考えているわけです。

そういう意味からいいますと、北海道それから東北でも、やはり十ブロックの二次産業比率を六十年だった六十年に同一にする。それから七五％も持っておるところの東海、山陽地区の鉱工業生産を六十年には五〇％に引き下げて、そしていまの一次産業比率の高いところを五〇％に引き上げるためにはどうするか。そういうものにやはり書きかえていかなくてはならないんだ。私はそういう意味で、いまの経済企画庁中心の新々全総というのに対しては、今度お出しをしております工業再配置の青写真をいまつておられますから、これをやはり合わせて、そしてちょうど足して二で割るようなものでなければどうも理想的な将来の展望図というものはならない。そういう意味で、いま私が答えをする、いままでは通産省はこうしてやってまいりましたという計画はみなございまして、予算もついておりますから申し上げられますが、しかしそういうものよりもっとと拡大をした、六十年、五十五年の展望というのとに合わせたものでなければならぬというふうな、いま作業を別に進めておるわけでありまして、**○近江委員** それから公害の問題でございましてけれども、特にこれから積極的に海外でも開発を促進していく。当然今後のエネルギーを考えますと、やはり原子力、いろいろな総合エネルギーと

いうものが考えられるわけですが、しかし何といましても石油が主力であることは、これは間違いないわけですね。ところが御承知のように低硫黄というものは、二〇％ぐらいいしか努力しても現実にはない。そうやってまいりますと、やはりこれは日本列島に公害をまき散らす。こうなると、きょうのうも申し上げたんですが、どうして脱硫装置ですね、工業技術院でもいろいろ力を入れておられるようでございましてけれども、まだ技術的にも完全に評価ができるのかどうか、やはり一面では疑問もあるわけですが、こういう問題について全力をあげてひとつ脱硫の問題にかかっていただきたいのですが、これについて大臣の、特にこれは最大の目玉としてやるんだという、そういうお気持ちがあるのかどうか、また具体的に考えがあらうたらおっしゃっていただきたいと思ひます。

○田中事務大臣 先ほども申し上げましたように、ローサルファの石油をたくさんということには、なかなかまいらないということで、結局排煙脱硫ということをやらなければならぬわけですね。これは技術的には一つのめどがついております。ついておりますが、新しい設備投資を行なわなければならぬ。もう一つは、敷地が拡大をされなければいかぬということ、既設のものにはいろいろむずかしいわけです。新しい発電所などでは敷地を確保しておりますから当然できるというところ。これは私は、個人的な問題であります。排煙脱硫とかそういうことは考えたことがございまして。私自身が研究したことがあるわけですね。これは大気の中にこれを全部出すというところに問題があるわけであつて、どうしてそういうところに気がつかないのか。まあ、気がついておるんですが、コストの関係があるわけですが、これは大気の中に排煙をするというところ。煙突が高いほど吸い上げる力が高いです。煙突が高いほど、煙突の高さが高いほど空気汚染という問題に対しては被害は少ないわけでございます。しかしこれはファンで引っぱって自然の空気の中に排出

をするというよりも、水の中を通せば簡単なわけでありまして。水の中を引っぱるということによってできるじゃないかということ、私自身は化学工場をやつておりましたので、こういう問題に二十年くらい前に十年くらい関係をしたことがございまして。それがいまのポリエステル工業とか、いろいろなものを生む一つのきっかけになったわけでありまして。だから、私は必ずしも排煙脱硫というものができないという考えではないのです。この間の赤泥の問題もそのとおりでございますが、赤泥の問題など、これはなぜブロック化さないか、骨材として転用しないかという問題は、簡単に考えられそうなお問題ですが、やっとな結論が出そうだ、こういうことであるので、私は日本において立地政策とかその他のいろいろな、いまのような過密地帯に無制限に許すということであるならば、これはいかんせんでございます。立地政策とあわせながら脱硫装置をつくっていくというところは、私は可能な問題であり、これは相当近い機会にすべてが完成するだろう、こういう考えであります。

○鴨田委員長 大臣は十一時半に出ますので、また……。

○近江委員 時間がありませんから一点だけ。実は大臣がUNCTADへ団長で行かれる、こういう予定で、われわれも実は中国との接触もありまして、非常に期待しておたわけですね。いろいろ御事情は十分私わかるような気もするわけですが、差しつかえなければその辺のところをひとつお聞きしたいと思ひます。

○田中事務大臣 私も、行って差しつかえなかったのでございますが、私も、行つても外務大臣のほうがより広範な視野を持っておりますし、愛知さんのほうがみんな出席メンバーを知つておる、こういうことで私は私よりもより適役だった、こういう一つの考え方はございまして。

もう一つは、私が十日間留守をしますと、どうもそうでなくとも予算委員会に出席が多いので、当委員会に出席の回数が少なくなる。これで十二、

三も法律を上げていただいて、もう一本もつと大きな法律を御審議いただきたいということでございまして、すべては衆参両院の商工委員会に出席をするためでございますから、どうぞひとつよろしく。

○近江委員 それではけっこうです。

それでは、きのうの続きで法案の中身をちょっと聞きたいと思うのですが、きのう各省に來てもらつておたわけですが、特に建設省は保安の問題についてまだきのうのお答えになつてなかつたですね。來ていませんか。

○鴨田委員長 來ています。

○近江委員 では、保安上の問題について、建設省として特にどういふ点を配慮しておるか、お聞きしたいと思ひます。

○宮繁説明員 建設省の路政課長でございますが、石油パイプラインを道路に敷設する場合の取り扱いにつきましては、保安の面で他の専用物件と非常に異なるところがございまして、建設省ではたまたま消防庁とか通産省、運輸省と協議いたしました。保安の技術基準の作成を急いでおるところでございますけれども、道路に埋設する場合の保安対策につきましては、特に次のような点について十分配慮をいたしたいと考えております。

一つは、埋設いたしました道路の選定でございますけれども、たとえば事故の場合の消防活動その他に支障のないように、一定以上の幅員の十分管理が行き届いておるような道路に埋設させるべきだと考えております。

また、導管の設計につきましては、きのう通産省のほうから御答弁がございましたけれども、材質の面あるいは管の接合のしかた、あるいは接合した場合の検査のしかた等についても十分考えなければいけないと思ひます。

それから埋設の位置とか深さにつきましても、高速道路につきましても、側道に埋設する、あるいは一般の道路におきましても車道の歩道寄りに埋設いたしまして、おもに車両の荷重から安全であるような措置をするとか、あるいは埋設の深さ

も、たとえば一・五メートル以下に埋設してもらう。しかも埋設いたします場合に、良質の砂を十分その管の周囲に突き固めを行ないまして、不同沈下等の防止に十分留意いたしたいと考えております。

それから防護溝あるいは標識の問題でございませうけれども、これは成田のパイプラインのときにもやったわけでございますが、パイプラインそのものよりも、他の工事に起因いたしますパイプラインの損傷ということが非常に問題になりますので、それを防止する意味からも、パイプラインの

上に約四十センチぐらいの幅の標識のテープを一緒に埋設してもらうとか、あるいは市街地の道路の場合には鉄筋コンクリートの板を設置いたしまして、他工事によるパイプラインの損傷を防ぐ、そういういろいろな面について配慮をいたしてあります。今後も各省で技術基準ができてまいりますので、そういうものに基づきまして、特に保安の面では十分配慮をいたしたい、このように考えております。

○近江委員 それから消防庁も来られておると思いますが、いづれにしろ今後法案に基づいたこれだけの大きかりなパイプが敷設されるわけでありまして、たとび事故が発生した場合を考えますと、非常にいろんな点が考えられるわけです。特にわれわれとしてはこの保安の問題は一番心配な点です。その点、消防庁としてはどういう点で最も注意を払っているか、ポイントをひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

その施設の保安規制をいたしておるわけでありま
す。その意味におきまして、特に今回相当長大な
パイプライン事業につきましては、新たに事業規
制をするということで、この法体系の中で私ども
も協力的立場にあつて一緒にやろうということに
いたしました。したがしまして、この法案をごら
んいただきますとわかりますように、従来の消防
法の危険物の章だけは、この事業法の対象の施設
については排除いたしております。したがつて、
この新しい法体系によりまして保安の万全を期す
る、こういうことにいたしております。

そこで、消防審議会が昨年の十一月に石油パイプラインの保安対策に関する答申をいたしました。その中で、特にこの保安につきましましていろいろな問題点がございますけれども、いろいろな計画的な都市計画その他の地域計画の関連の配慮はもちろんでございますが、あくまでも保安重視の観点を貫きつつこのパイプラインの保安対策を立てる、その具体的ないろいろな統一基準というものも関係各省で協議して、十分地方団体であるとかあるいは地域住民の協力を得られるようにすべきである、こういったような答申をもらっております。その意味におきまして私どもも今回各般の措置をこの法案の中に盛り込むことにいたしました。昨日も通産省等からいろいろ御説明がございましたので、具体的に申し上げませんけれども、そういったような保安の問題につきましては、消防庁としては、十分私どもの意図をくみ入れていただいたと思っております。

また問題は、現場の消防機関が必ず何か事がありますと現場でまっ先に出てまいりまして措置をしますのでございます。その場合においてやはり消防がやりいように措置をしなければならぬ、そういう考え方によりましていろいろ指導に当たっております、法案の作成過程ではございますけれども、関係の消防機関を集まして、このパイプライン事業法の趣旨を十分徹底させまして、従来の消防法の内容とほとんど変わっておりますが、多少新しい点もございますので、十分

その趣旨を伝えまして、消防機関の保安対策に万遺憾のないように指導をいたしておる最中でございます。今後ともそういった方向で努力をする所存でございます。

○近江委員 それはいろいろ配慮していただい
おることはよくわかるわけですが、非常に抽象論
だと思ふのですね。たとえば運輸省にお聞きした
場合は、電流が流れる心配があつて、腐蝕する心
配がある、しかし技術的にはこのようにしておる
とか、具体的なそういうお答えをなさつておるわ
けですね。だからもう少し、消防庁としてはどう
いうポイントが一番心配で、それに対してどうい
う手を打つておるかという中身を私聞いておるん
ですから。

○山田 滋 政府委員 先ほど申し上げましたように、保安全般につきましては消防庁のみならず関係四省庁もしくは三省庁が統一の基準をつくりまして、保安の安全基準をつくりまして、それに基づいた指導をする。具体的には、また繰り返したようになりますが、当初はやはり、この法案の中に保安というものを特に重点的に打ち出すために、基本計画というものの思想も、災害の危険を避けるといふことを特に重点を置くという趣旨を今度盛り入れておりますし、具体的な路線等がきまつてまいります許可等の段階におきまして、自治大臣、これは消防庁の主管大臣でございますが、あるいは関係都道府県知事、これは当然関係市町村長の意見を反映した都道府県知事だと思います

が、そういうふうな意見を盛り込む。それから具體的な工事段階になりましたならば、従来の消防法の許可にかわりまして、工事の認可をこれは閣係大臣で行なう。その場合におきましては、やはり十分その工事の今後のあり方というものにつきまして、保安の面から十二分な規制をして、工事の個々の施設につきましての認可を与えていく。そういう点につきましては、今後とも努力をするつもりでございますが、この法案の中におきましては、御存じのように二十八条でございますが、いろいろ緊急の場合に消防に対する一般人の通報

義務等が新たに規定をされております。これによります場合もよりません場合も、とにかく消防といたしましては、現場の責任を持っておりますから、したがって、たとえば緊急事態が発生した場合には、これはなるほど危険物の規制は排除いたしましたけれども、一般的に火災の予防についての消防法の規定というものが、なおこの新しいパイプライン事業法にも生きておりますので、その意味におきまして、消防の立場で個々の現場においていろいろな緊急時の措置をとっていく。その事業者に対して、たとえば石油の流出等がありましたならば、その除去を令ずることもできますし、あるいは緊急の場合にはみずからかわって除去することもできる。あるいはまた必要な場合に

はこの事業法によらなくても消防として立ち入り検査その他を行ないまして、保安上の規制をすることができると。そういうことで個々に総合的な規制をするつもりでございます。そこで、私どもといたしましては、そういう事態が起こらないことが何よりも望ましいのでありまして、したがって、その予防措置以前の措置については、ぜひひとつ現場におきまして、自治大臣という立場ではございますけれどもやはり現場の活動が基礎でございますので、その意見を十分聞き、またその活動を具体的に円滑に行なえるような指導をしていくつもりでございます。具体的にということでもございましたが、一応ただいまの考え方として申し上げておきます。

○近江委員 諸外国でどういふような事故がいままであったのですか。そういうような事故に対して消防庁としてはどう考えているんですか。やはり全般に感ずることは、そういう大がかりなパイプラインは初めてであるから抽象論になることはやむを得ないと思いますけれども、やはり非常にベーパープランという感じがしますよ。諸外国のパイプラインに関する事故は何件ぐらいあるんですか。どういふ場合に起きたんですか。

○山田(滋)政府委員 御存じのように、先生のほうが詳しいかとも思いますけれども、石油パイプ

ラインはすでに欧米で百年の経験があるわけでありまして、その間事故発生件数はヨーロッパ全域におきまして、一九六六年から一九九九年まで四年間に二十二件あったというふう聞いております。そのうちには死傷の事故はないということだそうでございます。また私どもの最もなまなましいのはかつての、昨年の二月九日のロサンゼルスで襲いました地震の際における問題でございますが、その際におきましても、パイプラインが相当敷設されておりまして、事故があつたというものは二件、破損があつたのは二件だというふう聞いております。しかもそれは相当前に、古い時代に埋設をされた、そういったパイプラインでありまして、最近の新しいものについてはほとんど事故が起つていないというふう聞いております。

外国の例はそういったことでございますが、国内につきましても、従来は特にコンビナート型の短いパイプラインにつきまして一、二の例はございますが、やはり新潟地震の際におきまして、市内におきまして破損をした例はございまして、しかしながら、これも非常に古いパイプであつたというふう聞いておりますし、最近の新しい工法によりましてその材質であるとか、あるいは特に溶接技術等の進歩等を考えますと、それはこの事故は通常考えられるような危険はない。かように考えますが、しかし私どもといたしましては、万全を期する意味におきまして、これはいろいろの意味におきまして最大の配慮をしていかなければならない、かように思っております。

○近江委員 ガス等も保安ということが非常に重大な要視されておたつたわけですが、ところが大阪で起きたあの大阪の事故で皆さ御承知のように九十数名が死んでいるわけですが、百何十名が重傷です。一生不具者になつた人が何人おられますか。そのようにガスも皆さあだいじょうぶだと思つておたつた一たび事故が起ればこれだけの犠牲者が出るんですよ。ですから、まあまあ心配ないという安易な気持ちで、それだけではないと思ひますけれども、まあまあだいいじょうぶだろ

うという、そういう根本的な考えが底流にあるというところについて、われわれは心配するわけですが、何せ初めてこれだけのことをやるのですから、あらゆることを検討して、あらゆる可能性を想定してチェックをし、あらゆることをよく監督もしていかなければ、事故が発生すると思うのです。この点今後の問題でありますから、あなたのほうにも研究所なりいろいろあると思うし、特に保安の問題については何と申してもやはり消防庁が中心となつて、各関係官署にびしびし言つて、もちろん抵抗もあるかもしれぬけれども、きびしく言つてもらふぬと困るわけですが、これ以上あまり聞きませんけれども、そういう点、これは特に要望しておきます。

それから本法対象外の石油パイプラインについての保安規制というものについてはどうするのですか、どここの省でもつけようです。

○山田(滋)政府委員 ちよつと先ほども触れましたけれども、大体本法の適用を予想いたしておりますのは、これも関係各省とさらに打ち合わせを要しますけれども、延長十六キロ以上程度の長大な事業用の施設を予定いたしております。それ未満の小さいものは、それからさらに自家用のパイプラインにつきましては、従来保安規制につきまして消防法の「貯蔵所」あるいは「取扱所」という取り扱いをいたしております。その危険物施設の規制をいたしてまいりました。そういうわけで今後とも規制をいたしていくつもりでございます。その際新しい法律ができるに際しまして、いろいろ検討が進みまして、具体的な保安基準あるいは技術基準等が検討されておりますので、そういうものに照らしまして従来の危険物規制の内容を盛つております政令なり省令の内容が、かりに十分なものがあるとするればそれに即応いたしまして内容を充実して、かりに小さいものであつても危険性において変わりありませんので、私どもとしては補充的な措置を今後ともとっていくつもりでございます。

○近江委員 それから非常に関係各省がたくさんあるというのはこの法案の特徴のように思いますが、一つはこの主務大臣に関係各省が入つておる理由、私なりにわかりますけれども、しかし正式にその辺のことをお聞きしたいということが一点。それから権限の関係というものが複雑過ぎて、責任関係というものが明確さを欠くのではないか、そういう心配点があります。それからまた許可、検査等の事務処理に機動性を欠く、こういうおそれがあるんじゃないか、今後そういう点についてどのように対処していくかということが二点であります。それから国鉄あるいは空港公団について特例を置くその理由についてお聞きしたいと思ふのです。

以上、三点どなたでもつけようですからお答え願ひたいと思ふのです。

○莊政府委員 私から総括的に答弁をさせていただきます。監督官庁が非常に多いという点でございますが、パイプライン事業の重大性とそれから社会的ないろいろな面にかかわりがあるというこの事業の特殊性から申しまして、やはりどこか一省限りですべてを監督するということでは、これは政府全体といたしまして十分といえる体制になりませんので、関係各省間で慎重に打ち合わせの結果、本法案のような形になつたわけでございます。各省が多いからその意味において監督の目が届くあるいは十分な事業に対する規制とか指導が行なわれるというところに当然なるわけでございますが、同時にその責任の所在が明らかにならないので事務処理がいたずらに遅滞しないかという御指摘でございます。許可等にあたりましては、同一の事項に關しましてそれぞれ関係の各省が政府の各部署としての立場から多角的な吟味をする、そしてあらゆる面から見て十分だというときにそろつて許可とか認可をするというのが、関係各省が主務大臣となつておる趣旨でございますから、各省間で今後連絡協議会式的ものを結成いたしまして、相互の連絡を十分密にとりますと同時に、一つの

許認可につきましても連絡協議会等の適切な運用を通じて、各省が一つの問題についてすべて知恵を持ち寄つて多角的に十分な検討を行なうという体制を整備いたしまして、そういう運用によりまして、放置すればばらばらになつていけないということがありますのでそういうことが起こらないように十分留意をする方針で、この点につきまして関係各省間で官房長クラスでぜひそうやろうということが法案作成の段階において意見が統一されております。

それから国鉄と空港公団の関係でございますが、国鉄や空港公団のパイプラインにつきましても、これは国の事業でございますけれども、石油の輸送にも関係がございまして、道路の使用とか保安とかいろいろの問題がございしますので、整備基本計画というものをこの法律でつくつて、それに基づいて国鉄や空港公団も具体的なパイプラインをつくるというふうにいたしておるわけでございます。その整備基本計画を組みます場合に、国鉄や空港公団の問題につきましても、石油の需給であるとかあるいは道路の問題であるとか、保安の問題につきまして関係知事の意見も聞きまして十分思想統一をあらかじめ行なつておき、そのもとで監督大臣である運輸大臣が具体的な許認可を行なう。ただし保安の問題につきましては、国鉄、空港公団のパイプラインにつきましても消防庁、自治省とそれから運輸省の両方で十分の監督をする、こういうふうな体制にいたした次第でございます。

○近江委員 それからパイプラインを敷設していく場合に、当然地域住民とのトラブルが相当考えられるわけですが、あくまでも地域住民のそういう意思を尊重していくということが一番基本になるのじゃないかと思ふのです。そういう点で地域との調和においてどういう配慮をしておるかという点でございます。

○莊政府委員 ただいま申し上げましたように、パイプラインの全国的な整備基本計画をつくり出す段階から地元意向を十分に聞くということにいたしております。関係行政機関のみならず関

係の都道府県知事の意見を聞かなければならないというふうに法律上いたしております。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕

また個別のパイプラインにつきまして事業の許可申請が出てまいりましてございますが、この許可をするに際しましては、重ねて保安上の見地から、自治大臣が消防を持っておりまして自治大臣の意見を聞く。自治大臣はあらかじめ関係知事と相談をいたしまして、その意見を吸い上げて、自治大臣の手元で許可してしまふべきかどうかという判断をする、こういうふうにしてまいっております。これは法規上の主務大臣に対する、そういうふうにしてまいりますが、実際に事業を行ないます民間のパイプライン会社とか国鉄とかいう事業主体のほうで、当然に具体的な事業計画なりあるいは保安についてはこれだけの配慮をするというふうな点について事業者みずから進んで地元で十分の説明をし、地元と協力を十分に行なうことが事業を実施していく、工事をやる、これが基本でございまして、監督官庁といたしましては、事業者に対してそういう点につきまして万全の指導をする考えでございまして。

○近江委員 もう時間ありませんからあと一問だけお聞きしておきますが、沖繩がいよいよ返還されるわけですが、沖繩の軍用パイプラインについてはいろいろ問題があるかと思うのですが、たとえば消防法のもとにおいてはどうかという問題があるとかいろいろ複雑な問題があると思うので、各省からひとつお答えいただいて、一応この質問は中断したいと思うのです。

○政府委員 消防庁のほうから詳しく御答弁があると思いますが、総括的に私のほうから御答弁いたします。

沖繩に現在二種類のパイプラインがございまして、一つは民間の石油会社が隣の火力発電所に重油を送るためのいわゆる事業用コンビナートパイプラインでございまして、これは外資系の石油会社が製油所をつくっております、最近そういうもの

のが稼働いたしております。これは全く一企業の事業用のコンビナートパイプラインでございまして、この種のものは当然御提案申し上げておりますパイプライン事業法案の対象ではございません。規制は、復帰後もつばら消防法で行なわれるし、個別の事業用でございまして、道路の占用許可等についても特別の恩恵は付与することにはいたしていません。

米軍のものが別途あるわけですが、この問題につきましてはもちろん本法の対象外でございまして、これにつきましては消防庁のほうから御答弁をいただきます。

○山田(憲)政府委員 実は米軍の使用してある施設及び区域につきまして、外務省といまいろいろ打ち合わせをいたしておる最中でございまして、まだ外務省の考え方もはっきり固まっております。その中で明確にお答えできないのでございまして、原則としては現段階におきましていよいよ行政協定の適用によって消防法の適用が停止されておるの

でございまして、今後どういったかっこうで具体的な規制をするかさらに一そう検討を進めてまいりたい、かように存じております。

○近江委員 ひとつその辺のことも大事な問題でありますからよく検討して、また私のところに返事を持ってきてもらいたいと思うのです。きょうは、あと川端委員も質問しますので、一応これで保留しておいて、あとまた時間があれば今度の機会にやりたいと思います。

○進藤委員長代理 川端文夫君。

○川端委員 工業技術院の院長さんである太田さんが見えてはいるはずですが、お尋ねしたいわけでは、先ほども、この公団法の審議の過程の中で、いろいろ努力をしても低硫黄の石油がなかなか入手困難である、需要の伸びに比べてだんだん減っていくであろう、こういうことが明らかになってきておるわけですから、そうであるとして、一方において低硫黄原油を確保する努力は必要ではあるけれども、やはり内地に入ってきた原油

の中の脱硫装置というものに対する、まあ先般千葉で一つテスト的なものが完成したように承っておりますのだが、昨年ですか聞いた当時は、なかなか完全な作動がでないという事情もあるということをお聞きしておったわけですが、現在やっている脱硫装置の技術開発というものの現状と、今後のスケジューリング的な見通しをお聞かせ願いたいと思うのです。

○太田(暢)政府委員 お答え申し上げます。この重油の脱硫に関する技術のことでございますが、これは大きく分けまして、一つは間接脱硫という方法がございまして、これは重油をもう一回真空蒸留いたしまして、出てきたものを脱硫する。残りにアスファルトが残りますので、このアスファルトの処理がまた問題になるわけでござい

ます。この間接脱硫のほうは、これは技術的にはほぼ完成しているというぐあいに考えてよろうかと存じております。ただ問題は、大部分の硫黄はアスファルトのほうに参つてしまふので、重油全体の脱硫をしたということにはならない。それから、重油全体の脱硫をしますのを普通直接脱硫といっておりますが、この方法に關しましては、特に技術的にすぐれております、先行しておりますのはアメリカでございます。それから日本が次いでおるかと思っております。それから日本が大型プロジェクトといたしまして、四十二年度から取りかかっています、触媒の改造、それから特に触媒を流動化して使います新しい方法の装置を開発いたしました、その研究をこししの五月で完了することになっております。昨年、先生あるいはごらんになりましたところに少しもたつておった時期があるかもしれませんが、現在は順調に動いておりまして、大体所期の目的を完了いたしました、今年三月で完了する予定でございまして、が、ちょっと延びまして、五月に完了することになっております、私も少しは、その技術を開発する今後の工場に適用されるようにいろいろ努力をいたしたいというぐあいに考えております。ただ重油脱硫に關します直接脱硫に關しま

しては、なお技術的に触媒の改良、あるいはあらゆる重油に適用できるというところまでまだまいておらないようございまして、若干その辺に今後の研究課題が残っておりますような状態になっております。

○川端委員 お尋ね申し上げているのは、やはり直接脱硫が一番有利だという見方をした上に立って、いま御答弁の中においても、触媒改良等がまだ問題が残っている。それは日本の技術が足らぬのか、あるいは国際的な技術的な水準の問題として不十分なのか。また、あなたはエンジニアとして専門的な立場での御答弁ですが、資金があればできるのか、できないのか、こういう点も含めてお答え願いたいと思います。

○太田(暢)政府委員 この重油の直接脱硫とい

ますのは、非常に新しくソシアルニズが出てまいりましたために、先行しておりますアメリカにしましてもまだ数年の歴史しか持っておりません。先ほど申しました触媒の研究、特に触媒の開発それから装置の問題、これは世界全般的に見てもまだ今後大いに研究する余地が残っているというぐあいに解釈してよろしいかと考えております。

○川端委員 直接脱硫装置に対してはまだ技術的に説明を必要とするものが残されておる、こういうお答えのようであったわけですが、私は技術者としてどうすれば促進できるかということをお尋ねしたいわけですが、こういう方法をもっと強力に打てば早めることができる、こういう何か具体的な提言があればお聞かせ願いたいと思います。

○太田(暢)政府委員 これは技術の開発全般に關する問題でございまして、技術は最終これでいいというところはないわけではございまして、より向上する方向へ進んでいくわけではござい

ますが、現在われわれの持つております基礎技術を延長して開発研究をさしていつてやり得るようなところは、大体大型プロジェクトでやってきたわけではございまして、これからの残っております問題

は、なお技術的に触媒の改良、あるいはあらゆる重油に適用できるというところまでまだまいておらないようございまして、若干その辺に今後の研究課題が残っておりますような状態になっております。

○川端委員 お尋ね申し上げているのは、やはり直接脱硫が一番有利だという見方をした上に立って、いま御答弁の中においても、触媒改良等がまだ問題が残っている。それは日本の技術が足らぬのか、あるいは国際的な技術的な水準の問題として不十分なのか。また、あなたはエンジニアとして専門的な立場での御答弁ですが、資金があればできるのか、できないのか、こういう点も含めてお答え願いたいと思います。

○太田(暢)政府委員 この重油の直接脱硫とい

は、若干マイナー問題が残っておりますが、大きな問題として、触媒の研究その他は今後基礎研究からもっとじっくり取りかかっているかなければならないと思っております。ただ、それができなければ工業化ができません。より経済性のいい、飛躍的に経済性のいい脱硫技術を開発するのには、また基礎から始めなければならぬのかもしれないけれども、現在持っている技術の上に立つ工業的技術は、大体完成の時期に近づいているというぐあいに私は考えております。したがって、特に研究陣に研究費を投入しあるいは人員をそこに大きく投入したからといって、新しい技術が急速に進歩するとは思っておりません。これは現在基礎段階は大学あるいは国立の研究その他で大きいやっておりますが、これは研究の質の問題その他いろいろございまして、単に研究費投入ということだけでは解決できないかと思っております。

○川端委員 もう一つ、これは鉱山石炭局長にも含めてお答え願いたいのですが、公害の防除ということになりましたと、第一義的には企業の責任ということになっておるわけですが、一方においては、やはり消費者保護という問題点もあるし、幸いにして千葉のこの直接脱硫装置は大体完了に近いものである、もう一歩進めたい希望はあるけれども、これでもかなり成功した、というふうにお答えがあったように理解してよろしいはずだと思っております。そこで、そこまでくれば、いまだ公害の問題が起きておるときに、もう一つなり二つのプロジェクトを組んで先行させる、こういうことはできないか、考えたことはないのかというところを含めて、ひとつ局長も含めてお答え願いたいと思っております。

○政府委員 昨日も御答弁申し上げた次第でございますが、脱硫装置の技術研究を一日も早く完成して、これを実用に供するということが非常に大切でございます。それで、民間では主として化学工業等が中心になりまして、亜硫酸ガスの量も

そう一工場多くございせんので、いわゆる湿式法といわれる比較的小型でしかも脱硫率の高い技術が完成しておりますので、この設置が今年度中に十数工場で二十数基行なわれる計画になっております。化学工業あるいは紙パルプ工業ではすでにこれが実際の設備投資をされる段階に入っております。問題は火力発電所でございますが、これについては工技院の研究成果を踏まえまして、現在東京電力と中部電力と関西電力の中央三社が、合計で約三十万キロワットの発電機に対して大型の研究設備をくつつけてまして、排煙脱硫の研究を行なっております。これに對しましては、政府でも、開発銀行からの国産新技術の關係の融資という助成策を講じて、相当大きな規模の研究をやっております。ただこれが、いまだかなか円滑に進んでおらないというのが技術上の問題だと存じます。

別に鉄鋼関係でございましてけれども、鉄鋼関係でも鉱石の焼結工場から出る亜硫酸ガスを何とかして除かなければならないということが緊急の課題になっておりました。現在鉄鋼連盟の大手六社で、日本鋼管のたしか鶴見工場だと思っております。そこに共同で十数億投資しまして、昨年来排煙脱硫装置、これは独特の技術でございまして、神奈川県工業試験場が開発いたしました国産技術、これを大規模な形で鶴見工場の焼結工場にくつつけてまして、いま研究をしておるところでございます。いま前掲でやっております。こういうことでございまして、早く技術を完成して、これをつけさせる。必要な資金等の問題につきましては、開発銀行なり公害防止事業団なり、そういう制度が現にございまして、肝心のつける設備というものがまだかたまってこないということがいまの問題だらうかと存じます。

○川端委員 いまの局長からの御答弁によると、技術はまだ不十分だという形で、資金の問題ではないというお答えがあったと私は承ったのですが、これは技術院長、いかがですか。

○太田(暢)政府委員 実際の電力業界の場合でございまして、電力の安定供給ということが非常に重要な問題になるわけでございまして、非常に大型の排煙脱硫装置を安全に連続して運転させるということに對して、まだ実績がございせんので、この間の不安がかなりまだ残っているように聞いております。

○川端委員 国会議員になるためのを言わせないうように、じょうずに御答弁なさらないで、言うならば石油の問題はますます需要が伸びるといいう形、現在ですらこのような公害で行き詰まっている国内の世論の前に、技術をやるためにはこれやってくればできるんだ、というものを聞きたかったんだが、あまりじょうずに御答弁で、そこまで聞けないんだが、まことに残念しごくだと思っております。私どもはしろうとすから、技術關係のことはお尋ねする以外に方法はないんだが、もう一度前向きに、一日も早く今後の需要の伸びと現在の公害の被害というものを考えた場合に、何とかならぬかという願いを込めての質問をして、いることをひとつ御理解願って、何か、こうやってくれば、こうやればよくなるんだが、残念だ、というものが技術屋さんとしてもあるはずだと思ふんで、お聞きしたかったわけですが、いかがでしょう。

○太田(暢)政府委員 いまの排煙脱硫に關しましては、工業技術院の大型プロジェクトとしては一応技術的に完了しているという見解を私も持っております。いまの御答弁は、技術のほうはいまは、まだよりコストの安い脱硫に關連します技術を大いに今後開発しなければならぬと考えております。最近になりまして、重油を燃料ガス化したときに同時に脱硫をするという、そういう新しいアイデアが生まれてきてまして、その方法をとりまして、従来の重油の脱硫方法でございまして脱硫率が七〇とかあるいはせいぜい八五ぐらいまでしかいかないうわけでございまして、先ほど申し上げました重油の燃料ガス化と同時に脱硫をします方法ですとほとんど完

全に取れるというような問題、そういう新しい技術も生まれてきておりますので、今年度は特にその新しい技術を取り上げまして、重要技術開発補助金の中にクロードプロセス特別ワグというものをいま予算要求をお願いしておるわけでございまして、その中の一つのテーマといたしまして、その新しい技術の開発に取りかからしていただきたいというぐあいに考えております。いまの排煙脱硫の技術、これは先ほど申し上げましたけれども、工業技術院としては大体完成しているというぐあいに考えておりますので、その次の段階の問題として、特にコンビナートその他で燃料ガスの需要が非常に大きい場合には、今度クロードプロセスで取り上げさせていただきました。こう考えておりますような方法がよりいい方法になる可能性も十分あるということで、そういうものを提案しております。

○川端委員 技術關係の問題も含まれるので十分な急所をついた質問ができないことを私自身もここにいらしてはいるわけですが、とにもかくにも国民こそって公害問題について心配しているやうな、これから需要が伸びざるを得ないという明らか統計、計画もあるわけですから、どうぞひとつ思い切って勇氣をもって要求すべきものは要求して、一日も早い技術完成をしていただきたいということを心から期待申し上げたいと存じます。

そこで、建設省から宮繁さんが見えておるわけですが、一つお尋ねしますが、今度パイプラインを引く場合においての一つの方向として、道路等を利用する場合のほかに、やはり計画を進める場合土地収用を認めるという法律案になるわけですが、土地収用を必要とする見通し、どのようないま計画をなさうとするか、関東地方の計画の中に土地収用がどれくらいの数とどれくらいのものが必要となるであろうという何か計画がありましょうか、おわかりでしょうか、お尋ねしておきます。

○莊政府委員 国鉄のバイブラインは、これは路線敷を使うわけでございます。それから民間のバイブラインは、県道もしくは国道もしくは堤防の横を使います。したがって、バイブラインの通るところにつきましても、道路並びにそういう公共施設の使用許可の問題がござりますが、原則として土地収用を發動しなければならぬというふうな事態は、私は現実にはまずあるまいと考えております。もっともバイブラインにはタンクも終点のところにはくつつくわけでございますから、そういう場所というのはその道路外になるわけでございすけれども、いたずらに不必要なタンクを並べるというふうなことはなりませんし、またそういう場合にも通産省の方針といたしましては、いたずらに土地収用で事を解決するということではなくて、これはやはりきわめて長期にわたってその地域に対して事業を行なうわけでございすし、その地域に対して石油製品の供給を行なうための事業でございすから、その地域の人の理解と協力ということがなくてはならない。したがって、事業が行なえるとは考えておりません。したがって、実際に土地収用というふうな手段ではなくて、円満に、地元の理解と御協力を得ながら、事を進めるといふことを旨として行ないたいと思ひます。どこは土地収用を計画しておるというふうなものは、現在現実にはございせん。

○川端委員 そうであるとするならば、一応法律の中に将来を予想して入れたけれども、現在はそれを適用する必要はない、こう理解しているという答弁として承つておいてよろしいですか。

○莊政府委員 法制といたしましては、電気、ガス等土地収用の対象に一応なっております。それから、諸外国でもバイブラインについて、いづれの国でも土地収用の立法が、調査の結果も実はあったわけでございすから、わが国の場合にも御指摘のとおり、法制としては整備をさせていたいただきたいと考えております。ただし、これはどこから見てその土地を使うことが必要であり、やむを得ないし、合理的だということにもかかわらず、どうしてもその円満な解決として、土地の収用なり買い上げということがいかにしてもある部分解決しないという場合には、やむを得ず公共の立場から、最終の場合には全くの例外としてそういうこともあり得るということでもございまして、運用の方針といたしましては、先ほど申し上げたことがあくまで基本でございす。

○川端委員 それでは太田技術院長さんお忙しいでしょうから、時間もありませんから質問をこれ以上申しませんから、お含み願いたいと存じます。

そこで運輸省の見方審議官に承りたいことが一つあるわけですが、運輸省は昭和四十四年の国鉄財政の再建に関する基本方針等において、バイブラインの輸送事業を経営することを指摘して今日に至つておいてよろしいのでありますが、今回のことで二つお尋ねします。

一つは、国鉄財政再建のためにどれくらいの貢献ができるかという点があるのかどうか。どういう形でそういう国鉄の用地を使わせるという御決心をされたかということ、もう一つは、鉄道は大きな人間輸送というか、今日の交通の動脈をなしているその国鉄の用地の中に危険度がないかどうか。しかも、内部でまだまだ議論があるやに聞いておるのです。国鉄内部でなかなか意見が多いようにも聞いておるのです。それらの問題点をも含めてお答え願いたいと思ひます。

○見坊政府委員 お答えいたします。

国鉄財政再建につきましては、御承知のように現在国会でも御審議をいただいております。この再建計画の中におきましてもバイブラインのことを指摘をされておるわけでございす。これは輸送の合理化、近代化のために特に貢献するものについて、これを実施するという趣旨でこれが行なわれておるわけでございす。今回の横浜から八王子を経由して南埼玉に至る国鉄の行なうバイブラインにつきましては、非常に大きな理由といたしましては、輸送力がかつての限界にきておりま

ず、どうしてもその円満な解決として、土地の収用なり買い上げということがいかにしてもある部分解決しないという場合には、やむを得ず公共の立場から、最終の場合には全くの例外としてそういうこともあり得るということでもございまして、運用の方針といたしましては、先ほど申し上げたことがあくまで基本でございす。

○川端委員 それでは太田技術院長さんお忙しいでしょうから、時間もありませんから質問をこれ以上申しませんから、お含み願いたいと存じます。

そこで運輸省の見方審議官に承りたいことが一つあるわけですが、運輸省は昭和四十四年の国鉄財政の再建に関する基本方針等において、バイブラインの輸送事業を経営することを指摘して今日に至つておいてよろしいのでありますが、今回のことで二つお尋ねします。

て、現在以上にタンク車を増発する余力がないというところが非常に大きな点でございまして、これをバイブラインに転換させることによりまして輸送サービスの向上を一段とあげることができるといふふうに考えておるわけでございす。これが国鉄全体のサービスの向上ということにつながっていくというふうに考えておるわけでございす。

それから第二点の危険はないかという点につきましては、昨日近江先生に御答弁申し上げたとおりでございす。国鉄内部におきましても、また運輸省におきましても、危険はないというふうな判断しております。特に国鉄の鉄道敷に敷設する場合の問題になりますのは、電気によります金属腐食の問題がございす。これは特にバイブラインの敷設するから起こつた問題ではございせん。国鉄が電化されていくということに伴いまして、線路を通して迷走電流が出る。それがバイブラインに伝わって、バイブラインから地中に電流が出る時に腐食が起るということでもございす。これはバイブラインに限らずかねてから検討、研究を進めておつたわけでございす。が、特にバイブラインの敷設にあたりまして土木学会にも御相談いたしまして、昨日申し上げましたように、まず基本的にはバイブラインにアスファルト等のおおいかける、これによって絶縁をする。さらにそのほかに、変電所近くでは一番電流がバイブから流れるわけですが、そういう場合の排流法であるとかあるいは外部に電源をつける外部電源法とか、それからもう一つ流電陽極法、こういう方法が研究されておまして、それらを組み合わせたことによりまして電気腐食の問題は完全に防止できるというふうに考えております。

それから敷設の方法といたしましては、線路敷の、線路の中心から四メートル以上離れたところに埋設する。その場合にメートル二十以上の土かぶりを行なう、また埋め戻しをするわけですが、鉄道を横切する場合とかあるいは四メートル以上とれないような場合には、コンクリートによるさや管の中をバイブラインを通すというような方法によりまして工事を進めていく、これによりまして普通の振動であれば全然影響がございせんし、かりに列車が脱線、転覆というような事態が起りましても、バイブラインが直接それによつて破れるというふうなことはないというふうな研究の結果でございす。

以上によりまして、安全性につきましてはだいたいよろいであるというふうに考えられておるわけでございす。

○川端委員 理事会の時間が参つておるようです。から、質問を保留する意味において一言だけ申し上げておきたいと思ひますが、いまの御答弁では、法案として出てきて合意ができたというけれども、幹部だけが合意されて、国鉄の内部にまだ異論がかなりあると伝わっている情報の上に立ってお尋ねしているわけですから、法案を上の上で合意しても、職員の中には不満が多いように聞いておる、こういう立場でお尋ねしておるわけですから、安全であるならば安全、だいたいよろいである、貢献できるという問題点と、これがどうも奥歯にものがはさまつたような答弁しか聞けなかつたように思ひます。これは後日私どもももう少し調べた上で御質問申し上げますが、とにかく今度のバイブラインは日本で初めての問題でもあるし、慎重にも慎重に考えていただかなければならぬが、ただ一言繰り返していうと、鉦山局長にも申し上げておきたいけれども、いま東京都内を見ても、どうも貧乏人の普請をしてい

るような思ひやらないのです。軒先を延ばし、いろいろな仮屋を建てた、したがって地下埋設物がふえてきているというところで、年じゅう普請しているように、年じゅう工事をやっているように思ひやらない。こういうことから、やはり計画的に考える必要があるんじゃないか。はたして十八インチバイブぐらいで完全に将来の何年先まで輸送が完ぺきになるのかどうかという問題、これ

らの問題をも次の機会にまた御質問申し上げることとして、きょうは質問を終わりたいと思います。

○進藤委員長代理 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時八分開議

○嶋田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。加藤清二君。

○加藤清二委員 お許しを得まして、私は石油開発公団法の一部改正について質問をしてみたいと思います。

いまも雑談で話がい었지만、もとより本委員会は石油に関しましてはきわめて熱心でございまして、四十年以降だけでも三回の決議をいたしているところでございます。同時にまた、かつて高崎先生が経企庁長官、通産大臣をおやりになつておりましたころに、山下太郎さんが国会へ陳情これあり、あのときに初めて石油の問題について議論が戦わされ、そこでも同じように、将来のエネルギー源は原油である、したがって日本の経済の発展の基礎となるところの原油については慎重に配慮し、長期の安定策、総合策を講じなければならぬということが議論されたこととてございます。

そこでお尋ねしますが、この安定供給の問題で、一体いま備蓄というのは、原油は現在のところ何日分ぐらいございましょうか。

○政府委員 原油は石油精製業者が二十日分を所有いたしております。

○加藤清二委員 私は外国へ去年だけでも二度も出まして、かの地の人たちといろいろ話し合ひをしてきましたが、日本の経済成長について驚異の眼をもつて見ていると同時に、ねたましさとという感情があるようにございまして。しかし、それらの方々がこう言うのです。日本殺すには刃物は要ら

ぬ、船の十日もとめればよい、こう言うのです。日本は自分の努力だけで経済成長した、成長したと言うているけれども、もしわれわれが日本の国、あなたの国に油を供給しなかったら、いままでのような経済成長ができませんか、こう言うのです。たいへんなことを言われるものだと思つたこととてございまして、二十日という備蓄量でございまして、これは世界の各国の備蓄と比べてみて、先進国の備蓄と比べてみて、石油輸入国の備蓄と比べてみて、多いほうですか、少ないほうですか。

○政府委員 多いほうではございません。少ないほうにはつきり属しておると思ひます。ヨーロッパの各国では、OECDの勧告もございまして、最低六十日以上持つという方針でございまして、ドイツが原油と製品とを合わせまして大体その六十日を現在持つておるようでございます。フランスとかイギリスは八十日ないしそれ以上を現在持つておるようでございます。いずれも前年度の消費水準に対しての何日分という水準でございまして。わが国の場合には、原油は先ほどお尋ねがございましたが、石油製品の関係で二十五日分程度でございます。合わせて四十五日分というのがヨーロッパのいま申し上げました数字に対応するわけでございますが、日本の場合には、翌年度の消費水準に対しての計算ということになっておりますから若干の違ひはございまして、その差を見まして、六十日に現在では達しておらないという意味で、明らかに一番低いところとてございまして。

○加藤清二委員 今度の公団法の改正によつて備蓄の関係が推進されるようでございますが、公団法が改正されて実行に移された場合に、一体備蓄はどの程度になる予定でございましょうか。

○政府委員 当面六十日まで引き上げることを目標にいたしております。四十七年から八年、九年と三年間で毎年五日分ずつ引き上げまして、四十七年度は年度末で五十日分にする、四十八年は五十五日分にする、四十九年度末には六十日分にするということを考えておりまして、そのための

予算措置というものが当面の措置として財政当局との間で了解がついておるといふ次第でございまして。

○加藤清二委員 そのとおりでございますか。

○政府委員 十分これはやらねばならぬと思つておりますし、昨年の年央以来、石油精製業界と通産省との間で、これは非常に熱心に詰めた議論をいたしました。土地の問題、タンクの建造の問題等々十分に検討の上、石油業界としても供給業者の一種の義務といたしまして最低六十日は、これは政府の若干の助成のもとで必ず実行いたしますという決定をいたしております。それに基づいて今回の措置を果はとつた次第でございまして。

○加藤清二委員 それがほんとうに実行に移されればけっこうなんですけれども、このことは、きのうきょうの学説でもなければ、きのうきょうの要望でもないのです。もう十何年来、あの石油公団が発足するころからの話なんです。にもかかわりませず二十日程度ではいかにも何でも少な過ぎる。戦前でさえも、他の石炭だとか亜炭だとか木炭だとか、そういう総合エネルギー政策の時代でさえも、石油の備蓄は昔は軍隊が行なつていたので、海軍燃料廠、陸軍燃料廠、その他、そのほか最低三カ月から四カ月は持つていたのです。しかも話によりますと、本年度は大体二億キロリットルの需要であつたが、十五年後には七億キロリットル余になる、そういう想定が立つておるようですね。そうすると、毎年急上昇をするわけですね。十五年後には今日の三倍になるわけなんです。その二十日分を六十日分にするというのは、基礎数が固定しておればまだやりやすいのですけれども、基礎数が毎年毎年上昇していくわけなんですね。それで、事務局さんの御答弁の六十日分というのは、それ以上昇していく逐年の当該年度の六十日分を目標としていらっしゃるのか、それとも計画当初の基準年度の六十日分とおっしゃるのか、それはいづれでございましょうか。

○政府委員 先生からお話がございましたとおり、逐年上昇していく、その水準に合わせての毎

年の六十日でございまして。一日分というのが年々ふえてまいりますから、毎年、翌年の一日の六十倍という水準を少なくとも維持するということとを当面の措置としてきめたわけでございまして。

○加藤清二委員 莊さん、いまあなたは六十日が世界並みだとおっしゃいましたが、私は去年アメリカの大陸の中をとことことバスで歩きまわした。デンバーにおりまして、ソールトレイクシティまでバスの消費時間だけで十六、七時間かかりました。それをとことこと歩いたのです。目的は、日本の繊維製品がかの地の国民にどの程度歓迎されているかということが調査の目的でございまして。しかし、行つてみて驚いたことに、その砂漠の中を行くバスの窓の外で盛んに井戸を掘っているのですね。あれは何ですかと言いますと、石油の試験をやっているんだ、こう言う。へえ、こんなところで石油を掘つて、精製加工の工場が近くに見えないようだが——見渡す限りの果てしなない砂漠ですからね、どうするのですかと尋ねましたところ、いいえ、これは見つかったからといって直ちに掘るんじゃない、見つけないと、見つけないと、掘るのは何年先かわかりませんと言ひます。むしろ地球という倉庫の中に埋藏して保管しておいたほうがどだけ安全で、どだけコストもかからぬかわからない。つまりアメリカはどういうことをやっているかという、自分のところで発見したから直ちに掘り尽くしてしまふということをやらないですね。外国からいまして、国内で発見されたものは掘らずに備蓄していく、こういう長期の展望に立つた計画が立てられていくわけですね。これから見ますと、六十日や六カ月ばかりじゃなくて、何年か先の長期計画までが立つている。こうなると、世界の産油国から供給が減つた時期においても、アメリカの工業生産、アメリカの熱エネルギー源だけはある時間、ある年数確保されていく、こういうことになるのですね。私はこれを見て、さすがに持てる国は違ひ、こう思ひましたのですが、いまは二十日から

六十日に延ばすということですから、それはたいへんなことでございましょうが、アメリカのこういう計画をながめてみますと、六十日ということは決して長い日取りではない。ぜひこれは、長期にして総合的な計画を練られます場合に、もつと他の衣食住と同じような保管のしかたを考えたかどうか、これは提案でございします。特にこれは島田さんにあなたの明敏な頭でもって御判断いただきたいのですが、内地の米はどれだけあるか。農林省を呼ぶまでもなく古古古米までがある。去年じゃなくて、おとしじゃなくて、その前のお米までがあるのです。衣料はどのくらいあるか。衣料は、ことし入りました材料、ウールやコットンが商品になって出るには最低一年かかるのです。長いものは二年先になります。したがって、生産の段階において蓄積が行なわれておるのです。染色整理の部門までいきますと、ここだけで半年の余はあるのです。しかもこのお米とか衣料は農村に行けば各家庭がたんすの中に持っているのです。これは個人が何年間分というものを備蓄しているのです。しかし、油の場合は、個人が持っているといえればせいぜい自動車の中のガソリンタンクだけだ。お米の場合でも農家でしたら最低一年間分は持っています。あれこれ入れたら二年近いものを持っています。大地主の家へ行けば三年間くらいはちゃんと持っているのです。個人の家庭も持ち、市町村も持ち、国家も持っている。しかし、事油に限る限りは二十日分しかない、これはあまりにもお粗末で、延ばし延ばし六十日になったとしても、他の物資の日本国内における蓄積と比べた場合に、あまりにも心配である。このことがやがて石油産油国やOPECやその他その他が値上げ値上げという要求をしたときに、対抗できない結果を招来している、高いものを無理やりにのまされるということにも相なっているわけなんです。したがって、この際せつかく公団法が改正されるというならば、一体公団としてはどのくらいあったら理想であるか、六十日がいいとおっしゃるのか、それとも先進諸外国が、

あまたあまた方法はいろいろありまするけれども、蓄積の方法をしておるのです。そういう長期の蓄積が日本も必要であるのか、ひとつ公団の總裁にあなたの今日の理想像をお尋ねしたい。

○島田参考人 なかなかむずかしい御質問だと思いますが、率直に言いますと、まあ多いにこしたことは実はないと思います。

公団が直接持つわけではございませんが、民間がとにかくいまの体制下ではいろいろな制約もございしますので、おそらく通産省としましては目標を六十日としたかと思ひますが、おそらく欧州諸国では九十日くらいを一つの基準にしておるのじゃないかろうか、こういう意味で六十日が必ずしも十全とはいえないと思います。特に今後世界の油の需給状況がタイトになってまいりまして、安定供給というの重点が石油の量を確保するといふ問題になっていく点から見てもそうだと思いますが、やはり現状ではこの目標を六十日というふうにしておりますが、できるだけこれをふやすことが安定供給からいへば望ましい、こういうふうに考えております。

○加藤(清)委員 日本が備蓄します場合には、アメリカのように地殻の中へ埋蔵しておくというわけにはまいりません。しかも、これは外国から金を払って買ったものでございします。したがって金利もかかれば、倉敷料もかかるということになるでしょう。その場合に、だからというて、国家危急存亡の場合に二十日分しかないということでは、これはきわめて国民に不安感を与えたと同時に、諸外国との原料取引においてもたいへん劣った地位で城下の警いをさせられなければならないというふうな状況だ。だから、これはひとつ国家の力で備蓄をする、国家が倉庫をつくるべきではないか。毎年毎年外国から買わずに、国内でできる米でさえも農林省は国家が倉庫を持ち、市町村の倉庫を国家が買い占めて、そこへ保管させておるといふことなんです。いわんや外国から買わなければならないというものについては、これは国家が責任をもって保管をさせる。どうしてもそ

れができない場合は企業にこれを行なわせるのだけれども、その企業が蓄積するための経費の負担増、これは当然国家が持つてしかるべきではないかと思うのですが、この点は公団としてはどうお考えでございしますか。

○島田参考人 私は常々、石油の問題、エネルギー問題というのには国の問題である、こういうふうにお考えしております。ただ、備蓄はもちろんだいまい先生の御っしゃったように必要でございしますが、同時に、私はこういうことを実は考えております。アメリカは自分の国内に資源がございしますから、ただいま先生のおっしゃるとおり、探鉱して、埋蔵量の発見にできるだけつとめまして、実際の生産はある程度これをセーブしておるといふのが現状でございします。ただ、日本は資源がございせんので、要するに外国から原油を買ってそれを備蓄することによってナショナルセキエリティーを確保するというのが一つであります。同時にもう一つ大きな問題は、日本が安定供給のための供給源を分散いたしまして、日本において備蓄するだけでなく、供給源を分散することにによって安定供給に資するという問題と同時にあわせて考えるべきだ、私はこういうふうにお考えしております。ただいま御承知のように中東が日本の輸入の圧倒的多数、言いかえれば中近東一辺倒であるといつても過言でないような状況になっておりますので、この地域分散をやりまして、地域分散をやるということが同時に安定供給につながるわけだ、と同時に、どういう方法で開発をしていくかという問題につきましても多様化を進めるべきである。話が少し余談になりましたが恐縮であります。が、資源国はかつては、開発させて税金もしくはロイヤルティーというところで金を得るという考え方であった。そうではなくて、自分で事業をして、そして自分が開発するという考え方に立ちますと、開発国がリスクを負わずに、相手方が掘るのに対して融資をするという問題、あるいは外国の石油会社が開発をいたしております鉱区に

参加をして、一部油の出ている油田に参加する、こういうような多様化の方法によって日本の安定供給を考えるべきである。ということとは、日本に資源がございせんから諸国の政策の変化に伴つてこれに対する対応策を考える。同時にいま先生のおっしゃった備蓄を考えるというふうには、安定供給の手段、方法も多様化すべきである。ただいま六十日という一つの目標は、おそらく民間がこれを備蓄するという一つの限界を考えての案である。私は想像いたしております。これは政府の政策だろーと思ひますが、私が先ほど申し上げましたように、安定供給という面から見れば六十日よりももっとふやすべきであるという考え方も出てまいりますが、これをこえる場合には民間ではなかなか備蓄をしい切れないという問題が出てくれば、これはただいま先生のおっしゃるような問題として検討すべき問題ではなからうか、こういうふうにお考えしますが、これは私も公団の問題というよりもむしろ政府の政策の問題、エネルギー政策というの政府の政策の問題でございします。これは政府として十分お考えいただいたり御検討されるべき問題だ、こういうふうにお考えしております。

○加藤(清)委員 企業は慈善事業ではございせんので、損するようないことはできないわけなんです。備蓄せしめたいといたつて、たいへんに倉庫の建設に金がかかる。同時に備蓄すればするほど回転がおそくなつて、倉敷料のみならず金利に食われる、こういうこともございまして、その企業にだけ責任を負わせて備蓄しろと云々といつたて無理な話だと思ひます。だからこそ農林にその例があるように、もはや油は衣食住と同様に日本国家が統制するに欠かすことのできない貴重な存在なので、これは国家で備蓄を補うというその範をたれることが、やがて企業もまたそれにのらうということになると存じます。

それじゃ、これは政府の責任のようではない、ずれ田中大臣に承りたいと思ひますが、担当局長のこれについての御意見を承りたい。

○莊政府委員 いま総裁からお話があったとおりでございまして、具体的に申し上げますと、六十

日の備蓄で昭和四十九年末で一体幾らになるかと申しますと、大体五千万キロリットルになるわけでございます。現在四十五日分で三千万キロリットル弱でございますが、六十日に引き上げると消費の伸びで五千万キロリットルになります。これはよくいわれることでございまして、霞が関ビルをますにして大体百ばい分の量であるということ、たいへんな経費のかかる問題でございまして、ドイッ等では、たいていお話が出ておりました。政府が予算を持ちまして備蓄をしようではないかというところでいろいろ検討がなされておるやに聞いておりますが、まだ実施には移っておりません。そういうことでございまして、そういう考え方がすでにあるようでございまして、通産省でも現在備蓄についてどう対処すべきか、備蓄水準をどのあたりに設定するのが妥当かということとは非常にむづかしい、意見も多数あるようでございまして、総合エネルギー調査会の方で引き続き御検討を実は願っております。通産省自体も内部でいろいろと検討をいたしておられます。その結果、もしも相当量目標日数を引き上げようということになりました場合には、先生お話しのように、九十日、百日、百二十日と日数がふえるのと量がふえるのと両方でございすからたいへんな企業の負担増になり、消費者価格への問題もございす。値段が上がらなければ企業が赤字になる一因にもなりますので、政府としては六十日からふやしていく場合には、今回とりまして当面の助成措置をはかるに上回る思い切った助成措置というものを用意して、それを踏まえてやっていく。政府が直接行なうか民間に油を持たせるかはまた方法論の問題もございす。いづれにしても、政府が今回とりまして措置をはかるに上回る強力な措置を用意いたしまして、それを裏づけにして実施するということがやはり必要ではないか、通産省事務局としてはかように考えております。

○加藤(清)委員 特に注意を喚起しておきたいこと、これは釈迦に説法かもしれせんけれども、日本の石油精製業者は民族資本よりは外国資本のほうが多いですね。外国資本の方々は何か日本の油が十日で切れようとして二十日で切れようとかまっちゃんないわけなんだ。需要と供給との関係でより高く売れさえすればいいんだから、したがってそれなどもぜひ考慮に入れていただいて、お米とか衣料のように二年分も三年分も蓄積しないとい

は言いませんけれども、日本殺すには刃物は要らない、船の十日もとめればよいというようなことを売り手側が言うようじゃ、これは売り手に実権を完全に握られちゃっているんですね。だからそれを解消する意味においても国家の力でもって備蓄をする、これをぜひひきまから計画していただきまして、目標基準年度にはぜひ国家が範をたれるようにしていただきたい。六十日の目的が達成できる段階においては、ぜひそれをしていただきたい。要望いたしておきます。

次に油の質の問題についてお尋ねいたします。これ、輸入関係のほうでおわかりでしょうが、輸入も石油は鉱山石油炭が担当していらつしやるわけですね。目下輸入されまます原油、それに含まれておりますS分含有量は平均してどんなものでございすか。

○莊政府委員 昭和四十六年の実績で、大体一・五%ちょっとでございす。昭和四十二年、五年前では約一・九%でございましたから、ある程度は下がっております。たいへん低目に見えていらつしやるようですね。それじゃお尋ねをします。アラビヤ石油のS分はどんなものですか。

○莊政府委員 三%弱、大体二・八%ないしそれを若干上回る程度と聞いております。

○加藤(清)委員 そう、それが先ほどの御説明にもありました。一番多いようですね。一番含有量の少ないといわれておりますミナス、この輸入量は、今日二億キロといった場合の大体一割前後と想定しておるんですが、私のこの想定にあやまちがございすか。

○莊政府委員 大体において御指摘のとおりでございす。ミナス以外にもインドネシアはスマトラとかデューリとかいろいろあるようございまして、それらを含めると、インドネシアで二千万キロリットル現在についておるとい意味で、一割程度というふうに御理解いただきたいと思ひます。

○加藤(清)委員 今日電気の関係で、電気会社が発電所をつくらうとするという、たいてい断わられるんですね。東電さんのように脱炭素関係に熱心な会社でも静岡で断わられましたね。千葉でまた断わられましたね。これは県知事さんはみんな保守党の人なんですよ。その人でもはや受け入れることができなくなつてきておる。この理由はどこにあるかといえ、公害ということですね。公害の電気会社が断わられるというのは、なんぞです。

そこで公害の局長、大気汚染の局長、見えてますからお尋ねいたしますが、今日公害のトラブが方々に起きておられますけれども、そのトラブルの起きておられます発生源は、一体どのような燃料をたいておられますか。S含有量についてお尋ねいたします。

○山形(操)政府委員 お答えいたします。硫酸酸化物の問題で、先生御指摘のとおり所々で発電所の問題が起きておられますが、いま御指摘の火力発電所が一番問題になっております。重油のS分の御質問でございす。最近防止協定等各地でやっておられますので、まちまちでございすが、いま低いところでは〇・五、それから一・二、この辺が多いというように私どもの手元の資料になっております。

○加藤(清)委員 私どもが調査しました結果を見ますと、ある一、あえて某と言っておきましよう、某製鉄会社は〇・三であるといっている、それを〇・二にしますというておる。某電力会社は、三年前には一・五といいました。来年は一・二にしますというておる。再来年すなわち本年度

は一・〇にするところについておる。それが当該県並びに市との協定にうたわれている数字なんです。それでもってなお公害が発生しておるわけなんです。したがって協定書の将来を見ても、だんだん数字だけは減つておるわけなんです。新しく協定を結ぶ会社のこととは、最初から〇・四にしますといつておる。新聞見てください。〇・四にするといつておる。できますか、これ。

それでこれについて、しからば何という銘柄の油をたきまつかと聞くと、心ずミナス原油なまだきとくる、A重油とくる。ミナス原油がそんなにあります。二億キロのうちの一割足らずなんです。そこで私が心配することは、契約の場合にはどうやって書いて、でかどかどかや、にこやかに握手しておる。しかしこれが一年たち二年たつというところ、ここに閉塞性呼吸器病が次から次へと発生しておる。これ一体どうしたらいいか、何が原因なのか。つまり私の言いたいところは、全部約東不履行で、から手形振り出しておるといふことなんです。実行に移している重油は、もっとも含有量S濃度の高いものをたいておるといふことなんです。これについてどう思われまつか。

○山形(操)政府委員 S分の非常に低い重油を義務づけているなどの公害防止協定が当該地方公共団体と企業との間に取りかわされておつて、その内容なり実効性についてどうかという御指摘でございす。私もそのような防止協定、先生御指摘のとおりよく拝見いたします。元来この防止協定というのは、地域の実情に応じた個別、双方向な対策を目的として、地方公共団体と企業の双方の合意に基づいて、それぞれ独自の立場で締結されておりますので、その妥当性なりについて環境庁としては意見を申し上げる立場にはございせんけれども、先生御指摘の点に關しましては、私も都道府県を指導しながら立ち入り検査をやりまして、そうして発生源の集中している地点においては、特に重点的にばい煙発生施設に対する立

ち入り検査を強化して、そのようなことのないよう指導してまいりたい、こういうふうと考えております。

○加藤(清)委員 それを本気になってやってくさいよ、本気に。某工場を調べました。○三だとおっしゃる。あそここの工場もこの工場も、平均そんなものがたけるはずはないのです。それじゃ、県知事さんには立ち入り検査権が与えてある、だから立ち入り検査は行なわれましたかと尋ねましたら、それはことしになってから二回はどやりましたという話なんです。それじゃ、やられた結果を見せてくださいと言ったのです。立ち入り検査をした結果、S含有量は何ぼになっていましたかと言ったら、答えがでない。あれから半年の余になる。そうでしょう。きょうは答えがでないけれどもやむを得ません、会社が、○三だけれども○二にすると言っている、けれども検査の結果何ぼでしたかと言ったら、答えがでないのですから、やむなく、それじゃあとで調査の結果、立ち入り検査の結果を知らしてくださいと言ったのです。あれから半年たつけれども、いまだにこない。なぜ、持ってこれないのです。持ってくればうそを言わなければならぬ。大量消費の電気やら鉄やら、そこらが○三だの○二だの言われたら、これはみんなミナス原油以外はないのだ。それともナフサをたぐいへ行くのです。そうなたら日本の原油はどこへ行くのですか。通産省はマクロの立場でものを調査できる能力、機能があるはずなんです。二億キロの原油が輸入された。重油に歩どまるのは一億キロなんです。重油に歩どまったときにはどうなるか。これは含有量は倍になるのだ。軽いほうへはSが入らないのですから、二・七であれば五・四になるわけなんだ。かりにあなたがしゃったところの平均一・七を認めたとして——私はそれを認めてはおけません、が一・七と試算しても三・四になるはずなんです。一けた間違つておると違うのですか。もし大口消費の会社が以下のもをたいておつたら、それじゃ都会の中における重油

は何をたいておるのです。五以上のものをたいておるのですか。それじゃ船舶は何をたいておるのですか。A重油は船舶優先、都会優先ということになっておるはずなんです。それを百も承知の上でこんなばかげた○幾ら、これが実行できると思いますか。スポットでしようと言つて、いえ、コンスタントです、こういう答えが返ってくる。コンスタントに○四たいておつて、どうして閉塞性呼吸器病が出てきます。こういうむちゃな不渡り手形が、事S分についてはどんな発行されておる。重油もごまかしておる。しかし、私は低硫黄化の契約書、協定書が結ばれることは反対ではない。それが実行に移されないことが問題なんだ。こいねがわくは実行に移されるようにしなければならぬと思う。

そこでお尋ねするが、輸入量の見直し、二から七億に及ぶ間において、一体低硫黄すなわち一・〇以下の重油はどのように輸入される計画になっていますか。

○駐政府委員 硫黄分の一〇以下の原油というのは、インドネシアの約二千万キロリットル程度を中心にしたしまして、全体で四十六年度で約四千万キロリットル程度の輸入でございます。総輸入に対して二〇〇程度というのが実情でございます。世界全体の原油の生産の中で、一〇以下の硫黄分の原油というのは非常に少ないのでございまして、三〇〇以下でございまして、アメリカ等も含めてして全体の数字がそうでございますから、わが国として現在において入手可能なものというのは、それよりも相当小さな世界の生産量の中からLSの原油を獲得しなければならぬという現状でございます。目下わが国として海外で多数の石油開発プロジェクトがございまして、それらは原則として、すべて既存のデータ等から判断される限り低硫黄のものと推定されるものを取り上げてやっておるというのが実情でございますが、消費量の伸びということが片一方ございまして、五年先、十年先で、現在政府に明確な数字があるわけではございませんけれども、やはり低硫黄原油

が全体の原油の中で占める比率は現在をさほど上回るようになることは、まず事実上としては非常にむずかしいだろう、かように考えております。したがしまして、天然ガスの開発その他もろもろの総合施策ということが根本前提になると存じます。

○加藤(清)委員 そのとおりです。

そこで今度は大気保全局長にお尋ねしますが、お聞き及びのとおりなんです。国内にあるものとか、買つてくればあるものならば、どんな契約書を結んだって実行に移せるわけなんだ。ところが、もともとハイサルなんです。ところが、たぐときの契約書だけはローサルにしておいて、これは実行に移せませんね。それをあえてやろうとすれば、局所的なことではございましょう。日本全国のある一部、一割だけではございましょう。しかし、電気やガスや製鉄やというところが使用量は一割や二割ではないわけなんです。したがつてうその契約が結ばれる。いや、契約時にはうそでないけれども、実行の段階でうその結果が出てくるということになつちゃう。したがつて、お尋ねしたいのが、総点検をすべきではないか。県にまかせておいても、遺憾ながら県には——そういう調査機能を持ち、そういう能力を持った県もあるいはあるかもしれない。しかし、ないところのほうが多い。かりにあったとしても、県知事は、失礼な言い分ですが、その企業に対して非常に弱い。なぜ弱い。選挙にお世話になるからです。非常に弱い。だから、選挙に関係のない人が調査機能を持つてこれを調査する、総点検するということをしなれば、永久にこの不渡り手形はなおります。総点検する気はありますか、ありませんか。

○山形(操)政府委員 環境庁がございまして以来、この問題に重点を置いてやっておりますが、全般的に、検査能力と申しますかこの辺の問題と、それから検査技術方法の統一化の問題、これらについていろいろと方法論がございまして、現在それらの点を十分に手をそろえようということになりまして、研修等を始めたばかりでございます。したがつて先生の御趣旨十分に拝しまして、

近い将来、総点検をやれるように準備をしていきたいと考えております。

○加藤(清)委員 総点検をすべきだと思ふんです。すでに環境庁では十六の関係法が整備されて、まだ実行の段階にならぬものもあるかもしれないけれども、そのために生まれた環境庁なんです。ところが、それが総点検をしない、立ち入り検査もしない、及び腰である。関係のお役人さんに聞いて、実際にあなた調べたことありますかと言つたら、書類審査だけやっていますという話。書類審査ならこんなものだけれどもやれる。書類と同時に現物を立ち入り検査して、抜き取り検査しなければ皆さんのところはうそかほんとうかわからないわけなんです。こんなことは簡単にできるんだ。わが党はやりました。たとえば、国会でどういう冷房の油がたかれておるか、宿舎でどういう油がたかれておるか、抜き取り検査やりました。いまに答えが出てきます。称してA重油と契約にはなつておるんです。ところが含有量は違つておるんです。当然の話なんです。二・七のものを入れた。五・四に歩どまった。その脱硫装置は一割もない。しからばよそへ出るときには四前後になるに決まっています。脱硫装置がないんだから。あつたつて、それは石油精製量の十分の一以下なんです。

さて、これが——よく聞いてください。いまの場合任意でもこんなかつこうですよ、二億キロでも。七億キロになつたらどういふかつこうになります。大気汚染はどのように進展していきます。かりに今日の含有量の三分の一にS分が縮小されたとしても、なお大気中に燃える、発生するの。量は三倍になるんですから同じになる結果が出てくるわけだ。しかし、見通しとして十五年後の計画があるかないか。ないでしょう。ありましたらあると言つてください。

○駐政府委員 今後消費の伸びに際しまして製油所がまだ国内であつていくように思いますが、それらにはすべて脱硫装置をつけさせるといふ方針

でございます。ただし、これと同時に私も通産省にいたしましては、ユーザーの手元においてもやはりガス化脱硫とか排煙脱硫とか、目下研究中の技術を早く完成して、ユーザースайдでも脱硫をする。両方相まちまして硫黄の発生量、亜硫酸ガスの発生量を抑え、減らしていくというのを同時にする必要があると考えております。

○加藤清委員 あなたの方針たるやまことに

けつこうです。しかし、いま脱硫装置をつけさせる、つけさせるとおっしゃって見えますけれども、あの石油精製段階においてつけるというのは全部じゃないですよ。たとえば二十万バレルに対して何バレルかと調べてみると、四万バレル分しかないんだ。これから増設されるという姫路のあれを見たらどうなんだ。現在ある千葉を見たらどうなんだ。この設備を見て申しわけにちよいとあるだけだ。このような比率でいった場合、脱硫装置が一億キロに対して一割もないというふうな、こういう比率で進んでいけばどういふことになるか。七億キロ入った場合には少なくとも三億五千万の重油が消費されることになる。そのうちの一割しか脱硫ができなかったら三億キロ余のSが出るという勘定になる。いま一億キロなんです。三倍余になるという答えが出てくるでしょう。これは簡単です。いまださえも閉塞性呼吸器病がたくさん出て、あちらでもこちらでも紛争、火力発電はもうごめんというのが通用語になっている。いまの三倍にふえたらどういふことになるんですか。いまから準備してかかれないうと、五年たち十年たつてからではもはや脱硫装置の設備の面積もとれなくなってしまうのです。

これで時間が来たようでございますので、話はこれから佳境に入るところでございますが、次の質問は、大臣が来られたときにこのあとをしますというにして、本日はこの程度にいたしますが、総点検の時期、それから脱硫装置の義務づけ、これについての今日の計画だけを承っております。

○山形(操)政府委員 先生のおっしゃる御趣旨は十分に承知いたしました。ただ、私も目下地方に権限を委譲いたしました。監視測定体制の整備を十分に力を尽くしておるところでございます。それらにまず主力を置き、総点検のやれる体制を整えるべく、目下力を入れておるところでございますので、御趣旨は十分に拝聴いたしました。

○莊政府委員 精製業者の脱硫装置は、現在約五十万バレル・パー・デーという能力でございますが、これを四十八年には約八十万バレルにまでふやすということはすでに決定済みでございます。通産省では総合エネルギー調査会の中の低硫黄化対策部会というのがございまして、とりあえず四十八年までの詳細な計画は検討が終わっておりまして、それ以後の問題というのが重要な問題として残っております。その一環といたしまして、脱硫装置の増設も含めまして、今後検討をする事になっております。これは今月中にも実は作業が開始されることに方針としてすでにきまつております。その中で、いま御指摘のございましたような問題につきましても、前向きに努力をいたします。

○加藤(清)委員 ちょうど時間ですから、きょうはこれで終わります。

○鶴田委員 次は松尾君。

○松尾(信)委員 ただいまから、私は石油パイプライン事業法案について質疑をいたしたいと思います。

いままでも御説明がございましたように、石油の需要が年々ふえていく、そういうことでありまして、石油の輸送というものが非常に問題になっております。特に今回この法案で取り上げられておりますのは、流通部門の中で、国内配送の点について今回は考えられておるわけでありまして、これも、この国内配送自体につきましても、タンクローリーだとかまたは鉄道のタンク車が、いずれも人件費がどんどん上がっており、それによるコストアップ、さらに交通の渋滞で輸送の回転率が

非常に悪くなっている。鉄道のほうは輸送力の限界が来ている。おまけに交通災害の多発化ということで、これは社会問題になっております。そういう点から今回の法案が提出されておるわけでありまして、なるほど、この石油の流通手段の合理化ということに大きくこれは寄与するということと認めることはやぶさかではございません。むしろ取り入れ方がおそかったのではないかとといううな反省こそなされるべきであつたらう、このように思うものであります。そういうことを前提にいたしまして若干聞しておくわけでありまして、これも、石油の輸送につきましてもこのパイプラインによる輸送計画というものは、全体の石油類の輸送についてパイプラインの輸送というものをどのよう位置づけおるのかどうか、その結果としてパイプラインによる輸送というものがどのようなシェアになっていくのか、こういうことを最初にお尋ねしたいと思つております。局長にお尋ねします。

○莊政府委員 パイプラインは、なるべく早い時期に全国的に整備をするという方針でございますが、当面、今年度中から本法案に基づいて整備をはかるというのとは関東地方でございますので、それを例に引いてまず御説明申し上げます。関東地方では、御案内のように東京、千葉、神奈川の東京湾沿岸の三県の消費量は現在非常に多いわけでありまして、この三県につきましても、製油所の立地いたしております地元でございますので、従来の輸送方式というもので輸送をする方針でございますが、今後関東地方では、埼玉以北の各県に産業も人口も当然に分散をしていくという方向でございます。現にそれが急速に進みつつございます。そこで埼玉から以北の、茨城県は別にいたしまして、埼玉、群馬、栃木という三県に對します現在の神奈川もしくは千葉の製油所からの長距離の列車もしくはタンクローリーによる輸送というものを、このパイプラインができればならば全部これに切りかえるということを根本

前提に、パイプライン計画を現在考えております。各県の内部の配送につきましては、ターミナルをつくりまして、そこでまた近距離の陸上輸送ということこれは不可欠でございますけれども、製油所がある東京湾から北関東各県まで多数のタンクローリーが走つていて、また長距離をからつぽで戻つてくるという、非常に混雑とむだというところを、このパイプラインで解決しようというのが根本的な考え方でございます。

○松尾(信)委員 いろいろの、現実に着手しようというものと、五地域にマスタープランをつくつて検討しておるというものとあるわけですね。でありますから、そういうものを通じまして、要するに石油輸送というものを、国内輸送を、このパイプラインによってどのくらいやっていくかとおるのか、そういう位置づけ、それから大体どのくらいのシェアにしていくかということ、何かばくはいま聞き漏らしたのかも知れませんが、お答えがあったかどうか、その点もう一回聞きたいと思つております。なおこの五地域に対するいろいろの構想はあるわけでありまして、そういう地域における実施の段階と申しますか、この現在の三線以外に他地域に対して計画、構想があるものでありますけれども、そういうものを逐次どのように整備されていくかと考えておるのかというところであります。

○莊政府委員 関東以外の地域につきまして、通産省で従来ブロック別に予算措置が講ぜられてきて、マスタープランの検討を行なつております。具体的に進んでおりますのが北海道地区とそれから近畿地区でございます。本年度からはさらに中部地区、それから瀬戸内、それから九州地区という地区についても調査を行なうことにいたしております。いずれそういう研究の結果を踏まえて、関係各省とも御相談の上、法律に基づいて整備基本計画という形で政府の公式の計画ということにいたすわけでございますが、そのうちで、北海道のものにつきましては、ある程度路線及び輸送すべき量、長期的な見通しというものは固まつてき

しておりますが、事業の実施主体をどういう形にするかというふうな点、その他まだこれからの検討にまつべき事項が残っておりますが、なるべく早い時期にこれはまとめまして実行に移す、できれば私も来年度中にも着工に入るといふふうなテンポで実は考えております。近畿につきましても大体似たような状況でございますが、いろいろ過密地帯でございますだけに、これに伴う問題もまた多いわけでございます。来年から近畿地方がでるかどうかが、いまのところ責任ある御答弁はいたしかねますが、これもなるべく早い時期に行なうという考え方でございます。

それから、先ほどのお尋ねに對しましての説明を若干補足させていただきます。東地方の現在の石油の中で、いわゆるガソリンとか灯油とか軽油とかいう石油の消費の状況でございますが、東京、千葉、神奈川のいわゆる東京湾沿岸の三つの都県、これが非常に大きいのでございまして、地元で製油所がございまして、比較的距離の輸送で事が足りております。東京湾の中をタンカー等も使ったりして、輸送が円滑に行なわれておりますが、これが全国の消費量の実に四分の一を現在占めておられるわけでございます。石油パイプラインといたしましては、この地域に對する輸送を実は考えておられるわけではございません。今後消費が大幅に伸びるであろうと思われ、北関東に對しまして先行的な投資をやるということを考えておられるわけでございます。それから消費量が多いわけでございます。全国の一三〇％ぐらい使っております。しかし、今後近畿地方でも内陸部の開発というものが相当に重要になってまいっております。国としても産業なり人口の分散ということが重要な課題になってきておりますので、関東と並びましてやはり内陸部で相当消費が長期的に伸びるというところでございまして、そういうものに対して整備をしていこうというわけでございます。わが国全体の石油の消費量から申し上げますと、従来の人口なり産業の集積の実績と

いうものがございまして、大体石油の精製工場が立地しておるごく間近のところに、非常に大きな消費があるというのが実情でございます。考え方としては、先行投資を行なうてより内陸部に對する輸送を考へるわけでございますけれども、こういうものが十分に成功いたしましたして、国民各位から、パイプラインというものは最も合理的かつ安全な輸送であるという御理解と御支持が得られるようなふうな私どもはつとめまして、そういうふうになりましてならば、ヨーロッパでも、たとえばパリの町の中をパイプラインが走っておるというところもあるわけでございまして、将来の構想としてはこういう過密な大都會の中でも幹線のパイプラインというものが引けるようになります。これはもうほとんどの輸送というものがパイプラインで行なわれるというヨーロッパのような形になろうと思ひます。私どもは、直ちに東京、大阪のまん中からパイプラインを引こうという考えは現在のところは持つておらない次第でございます。

○松尾(信)委員 逐次、今回の三ラインを手始めとして全国的な計画のある分を実現をいたしてきたい、こういうことでわかるわけですね。石油パイプラインといたしましては、この地域に對する輸送を実は考えておられるわけではございません。今後消費が大幅に伸びるであろうと思われ、北関東に對しまして先行的な投資をやるということを考えておられるわけでございます。それから消費量が多いわけでございます。全国の一三〇％ぐらい使っております。しかし、今後近畿地方でも内陸部の開発というものが相当に重要になってまいっております。国としても産業なり人口の分散ということが重要な課題になってきておりますので、関東と並びましてやはり内陸部で相当消費が長期的に伸びるというところでございまして、そういうものに対して整備をしていこうというわけでございます。わが国全体の石油の消費量から申し上げますと、従来の人口なり産業の集積の実績と

○松尾(信)委員 逐次、今回の三ラインを手始めとして全国的な計画のある分を実現をいたしてきたい、こういうことでわかるわけですね。石油パイプラインといたしましては、この地域に對する輸送を実は考えておられるわけではございません。今後消費が大幅に伸びるであろうと思われ、北関東に對しまして先行的な投資をやるということを考えておられるわけでございます。それから消費量が多いわけでございます。全国の一三〇％ぐらい使っております。しかし、今後近畿地方でも内陸部の開発というものが相当に重要になってまいっております。国としても産業なり人口の分散ということが重要な課題になってきておりますので、関東と並びましてやはり内陸部で相当消費が長期的に伸びるというところでございまして、そういうものに対して整備をしていこうというわけでございます。わが国全体の石油の消費量から申し上げますと、従来の人口なり産業の集積の実績と

製品が残りの半分でございまして、これはもう全国のガソリンスタンドから各家庭まで全部使われるわけでございます。大体全体の半分が白油でございます。当面私ども考えておりますのは、十五年ぐらい先の計画になりますけれども、白油の約五〇％強という程度のものが製油所からパイプラインに乗って出ていく、こういう形にしたいと考えております。これが成功していけば今度は、たとえば神奈川県の端のほうとか東京都の端のほうとかそういうところに石油の置き場ができるといふことが前提でございますけれども、製油所からそういうところへ一回出して、またその近所に配送をするということができますから、これは量は非常に上がります。ただこれは第二段階の先の問題でございます。(松尾(信)委員「関東ライン」と呼ぶ)

関東ラインについて申し上げますと、現在の関東地方全体の中で圧倒的に多いのは東京、神奈川、千葉でございます。当面はせいぜい一割ないし二割という程度でございます。これは消費量がけたが違いますので……。ただし今後消費の伸び率の大きいのは北のほうの地帯でございます。から、長期的にはその比率は必ず上がつてまいります。おそろく関東地方全体の需要の中で東京湾沿岸に對しまして北関東の比率が昭和六十年ごろで大体半分近いところまではふえていく、沿岸地方ではそうそう無限にふえるわけではございませんから、そういうものをこのパイプラインはねらつておるといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○松尾(信)委員 では、その問題はそのこととどめておきます。

次に、総合エネルギー調査会から、石油パイプライン事業はノロスまたロープロフィット原則のもとで運営されるべきである、このような答申もあつた。またパイプライン自体が、行き詰まつた石油の輸送手段を是正する、また低廉に輸送するという目的があるわけでありまして、そして石油価格を低く供給しよう、こういうものであり

ますけれども、このような原則というものは、この法案の中のどこに配慮がなされておるかという点であります。どうですか。

○松尾(信)委員 料金の問題につきましては、法案の第二十條で主務大臣が石油輸送規程の認可をするという制度を設けております。そしてその認可の際に重点になりますのは、お話のございました料金の問題でございます。その点につきましては二十條第二項で、料金というものは「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものの範囲をこえない」といふふうな規定は規定いたしております。原価は当然に償わなければこれは事業として継続できないわけでございますが、先行投資を非常にやうなわけでございまして、償却期間におきましては非常に償却負担がかかります。長期的にならして事業として十分成り立つ、しかもできるだけ安いという料金というものをめどにこの認可を行なうという考え方でございまして。

○松尾(信)委員 この二十條の二項の説明がありましたが、適正な原価に適正な利潤を加えたもの」といふふうな規定は、適正な利潤をいふけれども、この「適正な利潤」といふ問題です。ね、そういうものはどのように考へておられるのか、というのが一つ、ではこのパイプライン事業によりましてどのくらい輸送コストを下げることができるといふその見通しの問題でありますけれども、この二点について局長からひとつ説明願ひたいです。

○松尾(信)委員 まずこのパイプライン事業の膨大な固定資産の償却期間でございますが、十五年と考へております。この十五年間の償却を行ないつつある期間におきましては、どうしても料金はあつた程度高い水準に相なりますが、その場合でも、このパイプラインの輸送費だけを取り上げますと、国鉄による輸送をとした場合に大体その半分近いもの、タンクローリーに比べますと数分の一というふうな見通しを持っております。償却が終わりますと、いま申し上げた水準よりももう少し

し下げることが可能になりますので、さらに安く
なるという見通しを持っております。

それから適正な利潤というのは、これは公益事
業であるところのほかに事業につきましても、す
べて法律上適正なる利潤——利潤というものは大
きければいいというわけのものではない。公益事
業でございいますから、事業の継続実施というこ
とが不可能になつては公共の利益を害するわけで
ございすけれども、利益は大きければ大きいほど
その事業はつばであるという考え方であつては
ならない、したがって適正なものでなければなら
ないということを趣旨として、法律で上限を切つ
ておるといふのが法の一般的な趣旨であります。
何分の配当とか、そういう具体的なもののさが実
はあるわけではございせん、事業の実態に照
らし、またその事業の運営が操業早々であるか、
それとも相当償却も済んでおる時期かというふ
なことで料金も高くなつたり安くなつたりとい
うことが公共事業として当然必要でございすの
で、そういう実態も見まして適正な利潤という
のを考えていくということに相なるわけでござ
います。

○松尾(信)委員 この点は先ほども申し上げま
したとおり、総合エネルギー調査会ではノーロ
ス、ノープロフィットの原則というのを打ち出
してゐるわけでございすね。それがそのまゝこ
のバイブライン法に生かされておるかということ
を一つは聞いておるわけですね。そういうわけに
かぬではないか、ノープロフィットではないかぬと
いうことから、今度は新たに適正な利潤という
ものが法案に盛り込まれておるとするならば、まあ利潤
というものが全然ないということとはそれは困るで
ありましよう。ありましようけれども、普通の企
業の採算ベースとは基本的に違ふわけでありま
す。——もともとこれがバイブラインをつくつてい
こうという基本というものがノーロスであり、
ノープロフィットであるという一つの大きな前提
に立っているわけでありまうから、この適正な利
潤という問題はここで抽象的な問答をお互いにし

ておることよりも、具体的に料金算定のときにど
のようにこれを加味していくかというあなたの姿
勢を聞いておるわけですね。あなたの考え方です
ね。おまけに、これは空港公団の分もありましょ
う。また鉄道の分もありましよう。また民間のこ
の関東ラインがあるわけでありまうが、三者それ
ぞれ異なつた料金が、やはり輸送の距離、輸送の
量とかいふものによつて料金というものがおのず
からきまるとするならば、異なつた料金がおの
のラインに出てくるのはあたりまえである。あた
りまえであるけれども、それは調整していくので
あらうかというふうな、調整すべきでなからうか
というふうな考えもわれわれは持つわけですよ。
その中に今度は国鉄もあるのだし、その利潤はど
うだ、公団のほうはどうだ、またこの関東バイ
ブラインのほうはどうだ、こうなつてきますと、こ
れは非常に真剣に考えておきまさんと、そこに大
きな問題が生ずるであらう、こう思つて念を
入れて聞いておるわけでありまうが、説明でなく
てあなたの腹がまえをここでは述べていただきた
いと思つたのです。

○政府委員 料金の問題につきましては御指摘
のようにいろいろな配慮をすべき点がございま
す。国鉄線で輸送する場合と、民間の線で輸送す
る場合との均衡の問題も当然ございす。したが
いまして、この民間ラインにつきましても、通産
省だけでなく運輸大臣も監督大臣になつて認可
権を持つておるといふふうな法制にもなつており
まして、民間のラインにつきましても、通産省と
運輸省とで十分慎重に検討をして認可をするかし
ないか、あるいは変更命令を出すときについても
同様でございす。それで、どのような考え方
でやるのかというポイントの点でございすけれど
も、先ほど来ノーロス、ノープロフィットとい
うお話がございした、これは一種のキャッチフ
レーズの的なことばとして欧米等では聞いておた
ことを調査団等が参りましたときに実は聞いてき
て報告したというのがあるわけでありまして、その
精神というものは、事業でございすからやはり

利益は安くはない、利益がなければこれは
新しい線一本延ばすこともできない、技術を改善
することもできない、施設を取りかえたり人員を
訓練するにもやはり事業でございすからそれは
あるけれども、バイブラインという公的な事業か
ら出た利潤でもって他に回して投資していくよ
うなこと、そういう利益を考へるような料金水準と
いうものは公の立場から否認するべきである、こ
ういう思想でございす。そういう考えで、償却
中はほんとうは高くなりますけれども、それでは
やはり輸送が非常に困難になりますので、償却期
間の全体をならしてまず適正な料金を考へる。償
却が済んだ後には、これはかなりの幅の値下げが
できるという二段階の料金水準というものを考へ
て、なるべく低く、しかもその事業というものは長
期的に見て採算はとれるが膨大な過剰利益とい
うものは出ない、こういう方針でまいります。

○松尾(信)委員 いまのあなたの答えは答えなり
にわかるわけでございすけれども、やはりおの
おの関東ライン、また鉄道のライン、それから公
団のライン、距離も違ふ運ぶ量も違ひます
し、おのずから建設費も違つてくるわけであり
す。でありますから、おの料金をというものが
そういうものによつて算定されてくるとするなら
ば、総合的に三本の料金が違ふのかという問題、
それはやはり一本に——お互い話し合つて、ある
協定、料率というもので、そういうものでい
くのか、そういうことにならうと、国鉄のほう
はどのようなことにならうのか、空港公団のほう
はどのようなことにならうのか、非常に疑問
を感じておるわけですね。建設費も違ふ、おのず
から料金は違つてくるのだけれども、それは三者
のおの腹を打ち割つて料率というものをきめ
ていくのかどうかという点はどうですか。共通料
金ですか、ばらばら料金ですか。

○政府委員 建設費にも、これは若干の違いは
あらうかと存じます。それからバイブラインの長
さ、太さ、輸送量等も同様ではございせん。特
に成田の空港公団の場合には距離も非常に短い

し、ジェット燃料だけ送るといふような特殊性
もございす。ですから一キロメートルあるいは
一キロメートル当たり幾らというふうな料金とい
うものが三本のバイブラインみな同じということ
は、これはできない相談でございす。また
そうする必要もないと存じます。ただ国鉄のライ
ンといふゆる民間の北関東ラインといふのは大体
同じような方向に同じような石油製品をそれぞれ
運んでいくわけでございすから、その間に大き
なでこぼこというものは非常に不都合があらうと
存じます。したがらしまして、その間の調整という
問題は考へなければならぬと思ひます。千葉県に
ある製油所が送る場合と、それから神奈川県に
ある製油所が送る場合と、これはいづれも同じ石油
製品でございまして、同じように北関東の人に販
売されるわけでございす。そういう点は十分考
えてまして、妥協的な料金——一銭一厘同じとい
うことは相ならぬと思ひます。これは輸送距離
も違ひますし、そういう点の違いは合理的な範
囲内で考慮するというのが方針でございす。

○松尾(信)委員 それで、たとえば料金に差があ
るといふ場合、そのときに高いものに片方がくつ
ついていて困るわけですね。また高いほう
はそれで適正な利潤というところで出た料金であり
ましようから、それを下げるといふわけにいかぬ
と思つたのです。料金は、普通石油の価格の問題
になりますと、料金は、普通石油の価格の問題
になるわけでありますけれども、そのようにかり
に料金——一銭一厘といふおしやいましたけれ
ども、違いはあるのだということでありまうけれ
ども、違つても価格というものは、公団の分であ
らうと関東ラインの分であらうと鉄道のラインの
分であらうとも、消費者に渡る値段というものは
一定の価格で全部売られていくと思つたのです。
そういうことでありますから、私は、高いものに
引きずられて総体的に上がるような傾向ではい
ないというのを念のために言つておるわけ
です。その点の配慮をもう一回、ひとつ局長から答
えてください。

○駐政府委員 考え方としては御趣旨のとおりだと思ひます。安くするためのパイプラインというのが一つのねらいでございますから、全く御趣旨のとおりであると存じます。ただ、特に最初の間は償却等の問題もございまして、先行投資を大幅にするパイプラインも実はございまして、したがって、合理的な範囲での料金の差というものは認めざるを得ないと思ひますが、そういう特殊事情を除いた部分につきましては、なるべくそろえていくという考え方でございまして。

○松尾(信)委員 では、料金につきましてはあとで納得のいく説明をできるように、ひとつしつかり考えていただきたいと思いますのであります。次は、一番大事なのは保安対策の点でございまして、これは二、三外国の事例等についても説明があったようであります。何と云つてもこの災害の最終的な処理といふことは、これは消防庁になるわけでありまして、消防庁のほうでおわかりになっておる事故例、なぜそういう事故によって火災になったのかというように、説明願ひたいと思ひますが、いらつしやいますか。

○永瀬説明員 ただいまのお尋ねの漏洩による火災の事故例でございますが、私も国内につきまして知り得ております事故例と申しますと、実は新潟地震の際におきまして、この日本石油の油槽所と申しますか原油タンク、貯蔵所から工場に引いていきます途中の十インチのパイプでございまして、これが切断して火災になった例がございまして、これは道路下一メートルのところに埋設されておりました原油パイプでございまして、地震のために何らかの破損が起きました、噴出したました場所が日東紡績の倉庫のありまして付近であり、一方片側がグラウンドであつたために、その周囲に約五キロから十キロ程度の油が大体側溝に沿つて、その倉庫を取り巻く形で流れ出まして、避難のために走行してまいりました自動車に亀裂に落ちまして、これの何らかの電気的原因で着火したものと考えられております。実は、この

運転手が火傷をしております関係で、他に火傷を負つた人がございまして、それが原因だらうと思ひます。約七時間燃えまして、自然消火に近い形で消えております。

それ以外の事故につきましては、パイプラインの漏洩によつて起つた事故は、私どものほうに報告として入っております。

○松尾(信)委員 ほかにあなたのはうからは油送操作の誤りによる例、なお他の工事によるものといふものも実は御報告を受けておるわけでありまして、このように、それぞれパイプライン自体に事故が起つておるわけでありまして、でありますから、今回は一つの導管で地下に埋設して行くわけでありまして、地下にはまたいろいろほかのガス管だとか電話施設、水道等の工事による導管等の設置があるわけでありまして、これも、そこに新たにパイプラインといふものが一つ加わつて行くわけでありまして、特にこのういう石油パイプラインは事故が起きますと火災にもなりまして、火災にならぬにしても油濁公害を起すわけでありまして、これは嚴重にいろいろ工事その他も見えていかなくちゃいけません。そういうことでありますので、工事計画書をどのように見ていくのか。そして工事計画といふものを認可する場合に、どのようなことを特に留意して嚴重にこちらで検討して認可するか。認可したあとの工事の監督はどうするか。で、さうしたあとの全線の検査といふものも残つておるわけでありまして、そのものを一貫しておるわけでありまして、この工事の計画から認可、今度は工事の着工、それに伴う工事の監督、でさうした全線の検査、これらについて局長からひとつお答え願ひたいと思ひます。

○駐政府委員 パイプライン事業法案では、第十五条で事業計画の認可の際には、それが別途監督官庁の省令で定めるところの技術上の基準に適合しておるかどうかといふことを嚴重に審査して認可するといふことになつております。そして工事事が終りました際には、再びその技術上の基準

に定められたとおりのものできておるかどうかといふことを監督官庁が完成検査をいたしましたして、完成検査に合格したものでなければ使用してはならないといふことになつております。また運転に入りましてあつても、いろいろ保安上の見地からの立ち入り検査等は常時行なわれるという体制を整えておられますが、本法では特に業者として定期検査を受けなければならぬ、定期に主務大臣が必ず行なう年に一回とか二回とか、定期検査に関する事項も実は設けております。そのほか、国のそういう指導監督と並びまして、事業者自身がいわゆる自主保安に万全を期するといふことが、日常の保安の上できつて必要であるといふことは言うまでもございまして、保安規程といふものを認可事項にいたしまして、内部の自主保安について、認可した内容に従つて事業者が義務を負はせる、そのための技術の専門家も置くことを強制する、こういうふうな手だてをいたしております。非常時の措置につきましても、別途命令とか通報義務等を整備しております。

ところで問題の中心は、認可にあつたものであるいは完成検査にあつたものの技術基準といふものは一体どういふことを考へておるかといふのが、お尋ねのポイントの一つであつたと存じます。これにつきましても大体五つの点を考へておりますが、現在のところ関係各省間でこの省令の案につきましてもかなり膨大な案が立てられておる、これににつきまして関係各省間でさらに検討を続けておる状況でございまして、内容としていたしましては、まず第一にパイプの材質をどうするか、それから肉厚を圧力等に対して一体どういふふうにするか、かといふふうな基本的な事項、それから運転制御のシステムといふものを一体どういふふうにするかといふことが基礎的な設計条件として不可欠でございまして、パイプの材質につきましては、一切鋼鉄管はいけぬ、全部スチールパイプでなければいけぬといふことになつておる、コンピナートパイプラインよりも相当圧力をかけて長距離

離を輸送いたしますので、技術上安全といわれております厚さの二倍を下回らない程度の安全をさうに見込みまして、欧米の水準よりも分厚いパイプでなければいけぬ。世界で一番嚴重な、進んだ検査基準といふものにしようといふことを根本に考へております。

それから導管の敷設すべき位置、どういふ深さのどういふ場所に埋めるべきであるかといふことについても基準をきめる方針でございまして。それからさうした設備についての基本的な検査のやり方、検査方法も十分この基準で指定をする。特に溶接部分につきましては、溶接の方法も最も進んだアーク溶接でなければいけぬといふふうになつておると同時に、そのさうしたものがつたものにつかまして高周波の検査を必ずしなければならぬといふ義務づけをする次第でございまして、これらは従来の諸外国における地震その他の事故がどこで起つてきたかという反省の上に立つておるわけでございます。

あとは、各種の地震を検知して、弁を自動的に締める装置であるとか、その他諸々の安全保安のオートメーションの装置等についてこれ、これ、これらの種類の設備、装置といふものを必ずつけなければならぬといふことを明確にいたします。最後に第五番目といたしまして、先ほど申し上げました地震保安のための保安規程といふものを別途認可申請させるわけでございますけれども、その保安規程の基本的なあり方、こういう事項をきめるべきだといふことをこの省令の中に実はうたつて、それを手本にして各企業がそれぞれこまかく實際に即して内容を固めて、別途に認可申請させるといふことが指導上も望ましいのではないかと、都合五点いまだ検討をいたしております。

○松尾(信)委員 一番大事なのは、地震沈下の問題といふお話になつた地震に対する対策だと思ひます。外国の事故の例もいまだお話が出ましたけれども、これは東京都で作成したサンフェルナンド地震調査報告書でありますけれども、地震の被

害のことでありまして、ここに指摘されておりますのは、すべての基準に合致した施設についてもなおかつ被害の発生を予想しなければならぬ、必ず地震は起こるんだ、必ず地震によって被害を受けるのだという前提に立ってやっていかなくちゃできない、このような問題点が指摘されております。

それからなお、石油パイプラインにつきましては原子力発電所並みの耐震設計を行なうとしておる。アメリカですね。アメリカでさえもこのようなことを考えておるのでありますから、地震の多い、また心配されるこの関東地区でございまして、このような対策というものは基本的にとのよう配慮されておるか。また消防庁としてもこのように点も御承知のことでありまして、どのような要望があるのかということ、それぞれ両方からひとつきちんとした考えを聞いておきたいと思っております。

○永瀬説明員 ただいまお話しした地震に対する安全性の確保の配慮でございまして、関東地方に地震の襲来がいろいろ懸がれております。この中にパイプラインが布設されることになるわけでございまして、先生御指摘のサンフルナンド地震の場合におきまして、非常に多くのガス管が切断いたしました。私も聞いておりますのは、石油パイプラインについてはほとんど事故はなかったように聞いております。ただ、パイプとタンクとの接合部等での漏洩はあったやに聞いておりますけれども、パイプ自体についての切断はなかったような報告を私どもは受けております。しかしながら先ほどお示しいたしましたように、新潟地震におきましてはパイプの切断がございまして、また昭和石油の構内あるいは日本石油の構内におきましてパイプの切断が起きておりました。このための漏洩はかなり起きております。これらのパイプが、今後使われるであろうあるいは現在新しく使われておりますパイプよりも、非常に古いパイプであったことは事実でございまして、まず第一に、私どもとしましては、先ほど御

説明ございましたように、パイプの強度、材質について現在考えられますところの最高のものを使っていたかどうかということは、これはぜひともお願いをいたしたいところでございまして。

なおそのほか、布設されます場所につきまして、地すべり地帯あるいは浮動、沈下を起こすような地帯はできるだけ避けていたいただきたいと考えております。ただ、やむを得ず通過するような場合には、それらに対処できる工法を用いて、土質の改良等を加えていた上、管の損傷のないようをお願いしたいと考えております。

なお、新幹線に設けられておりますような地震の感知装置、監視装置と申しますか、これを設置していただくとして、一定以上の震度に対してはまずポンプをとめ、必要な緊急バルブを遮断する自動制御装置の設置は、私どもとしてはぜひ設けていただかなければならない施設と考えております。

そのほか、先ほど御説明ございました保安技術上の基準、この中にさらに、管の保護をいたしますところの塗覆装置あるいは電気防食の装置、また漏洩を検知します検知装置、バルブとの連動装置、これらをつけていただくとして、管自体の弱くなるのを防ぐ装置をつけていただく。さらに場合によりましては、他工事によって事故が外国及び国内においても非常に多々ございまして、これによっての損傷がもとで支障が地震時に起きても平常時に起きていると困りますので、布設の標識あるいは布設されたところの配管図というものを関係の省庁及び工事関係者に配付していただいて、他工事による災害が起らない措置をぜひとめていただきたいと思います。

おもな点、さように考えております。

○松尾(信)委員 いま消防庁からいろいろの要望が出ておるわけでありまして、それを通産省としては今度ほどのように取り上げてやっているとお考えですか。特に地震の問題それから地震の問題、それから他工事の問題ですね。

○政府委員 消防庁から詳細な御説明があったわけですが、通産省ではパイプライン事業を今後推進する場合に、最も重要なことは当然保安問題であるという考えから、昨年度予算措置を講じてもらいました委員会をつくりまして、この技術基準のあるべき内容につきまして委員会で一年ばかり鋭意検討を完了してまいりました。それで、でき上りました約二百ページほどの素案がございまして、これを現在消防庁のほう、あるいは運輸省、建設省のほうで、それぞれのお立場から詳細に検討していただいております段階でございまして、いざ消防庁では、消防審議会の専門の先生方の御意向もまた聞いていただきまして、その上で、より十分なものにした上で共同省令に持っていくという考えでございまして。

パイプの材質のあり方、溶接の方法あるいは検査の方法、肉厚等につきましても相当専門家から安全の上で安全という理想的な線までとつやうという方針で、詳細に一年検討をいたしまして、数字的なめども実は持つておりますので、そのあたりにつきまして、いま申し上げましたような関係各省において、あるいは消防審議会の御専門の方のさらに突っ込んだ御検討をいたいただきつつある次第でございまして。

地震の問題等につきましても、これは道路に埋めるといふことにはいたしておりますので、道路をつくります際に建設省でも地震問題については当然、国道あるいは県道でございまして十分の調査がなされておるわけではございまして、通産省の地質調査所という国の地質についての専門調査機関がございまして、このルートにつきましても、その地質調査はすでに十分行なわれておりますので、そういう資料等も実は内部で検討いたしております。

それから他工事の関係、これがお聞き及びかとお存じますが、欧米でも事故の中で一番多いという驚くべき結果が実は出ておるわけではございまして、わが国の場合に、道路の側線は今後ガス、電気、水道等多く利用されてこようかと存じますの

で、これはまず第一にやはりパイプラインを布設いたします場合に、それぞれの関係の監督官庁あるいは企業が別途電力会社、ガス会社等々あるわけでございまして、パイプラインを先に布設いたしましたならば、その図面をそういう関係の監督官庁及び関係企業に送付をしておくと、う横の連絡をまずやりませんといけないと思っております。

そういう連絡体制と並びまして、今度はパイプライン自体につきまして、布設してある道路には一定の間隔で標識を立てなければならぬということ、先ほど来の技術基準の中にうたおうと考えております。

またパイプを埋めます際に、先ほどお話があったかと思いますが、かりに間違つて掘り始めたときにでも、この下に石油パイプラインが通っているということが明確にわかるように、パイプの二百キロメートル全路線にたとえば赤なら赤のビニールを上のはうに敷き込みまして、そしてそこにパイプラインが入っているということがわかるように敷いて入れておく。これは土の中でも変質いたしませんので、こういうような、ちょっと奇異にお聞き及びかもしませんが、あらゆる実際的な方法を講じさせることを考えておりますし、またパイプライン会社には、毎日沿線のパトロール、実際に人間が車に乗ってパトロールをするというふうなことを保安規程自体の中にきめさせる、そうして認可をしておくことによりまして、もしも近所で工事が起こりそうならば直ちに目で見てもわかる、念のためにそこでも注意もする、連絡もするといふふうな、これは日常すべてのチャンスをとらえてやるということが大事だと思っております。そういう考え方でいま検討を進めております。

○松尾(信)委員 この石油パイプラインというのは専用溝ではないのですか。パイプラインだけ通っている、ほかの管は通っていない。共同溝になるのですか。専用溝なんですか。まずそこが一点ですね。専用溝であるべきだという立場から言っているわけでありまして、そうしますと他工事

の問題は、普通の道路でやっているようなガスもある電気もある水道もあるというふうなものとは相当違ってくるのじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○**莊政府委員** 現在計画されておりますのはすべて専用でございます。国鉄線は路線に入れるというところでございますし、それから関東パイプライン会社のも専用でございます。ただし、外国の例を調べますと、専用であるにもかかわらず、ほかの電線を埋めるとかガス線を延ばしていくというふうな土木工事が行なわれます際に、最近の大きな土木機械を持ってきて土地を深く掘り下げるといふ場合に、うっかりしてパイプラインがあることを知らずにそこに打ち込んだということが非常にあるようにございます。そういうものを防ぐ意味で、先ほど来申し上げましたような万全の措置を講じておきまさんと、単独で入っておつても知らずに事故に巻き込まれる、こういう点の注意でございます。

○**松尾(信)委員** 他工事の分はよくお互いに事前に連絡とつてやる。

次は、この災害に関連しまして、発ステーションのほうはある程度やむを得ないと思うのでありますけれども、終着のほうですね。着地のターミナルにおける貯蔵タンク問題でありますけれども、これが飛行場であれば相当密集している、また大事な飛行機が発着しているということでもあります。関東パイプラインの終着点というものはどういうところを考えて、どういうところに貯蔵タンク群をつくつていこうとおるのか。また鉄道からは結局またそのような終着ターミナルに油を貯蔵していかなくちゃできないわけでありまして、その場所のあり方ですね。これは消防庁としても私は大きな希望があると思うのです。要望があると思うのです。一たん飛行場等で災害が起こった、このタンクがほとんど燃えてきたということになりますと、これはたいへんな事故が起こりますから、そういう場所的な配慮、特に終着ターミナルにおけるタンク群の設置に關す

る配慮というものを聞いておきたいと思ひます。

○**莊政府委員** 終着のターミナルはそこにタンクを置きまして若干の貯蔵をして、そこから配送を行なうという一つの基地でございますから、どうしてもタンクが必要になります。これは当然に路面の外に整備するほかはございません。したがって、その置き場場所は、当然に人家からかなり離れた郊外のような場所に保安上の配慮を十分にいたしまして整備をすることが必要でございます。タンクにつきましては、これは消防法の上でも危険物という扱いでございます。現在でもきわめて厳重な規格がございまして、またタンクがかつてに事故を起こしたということはあまり聞かないのでございますが、大体どれくらいのタンクを一体置くのだからというお尋ねも含まれておつたように思ひますので、申し上げますと、大體輸送します数量の十日程度の分、これはどうしても運輸上の必要から置かざるを得ない。ターミナルに半年分も一年分も貯蔵をするというふうな考え方はございせん。これは円滑な輸送をさしてきた油の受け入れと、その再輸送というものの中間として必要な限度のものでございます。

○**永瀬説明員** 終着点におきましてタンクによる貯蔵でございますが、現在消防法の規定によりまして、貯蔵タンクにつきましては周囲の空地、それから周囲に防油堤あるいはタンクから学校、病院等へ対します距離距離、これらをとらせております。これは数量、大きさによりまして数値は違つておりますが、その同じ数値は少なくとも今度のパイプラインの終着におきまして貯蔵タンクにはとつていただくというところは当然考へております。そのほか消防法で現在タンクに対して規定いたしております諸規定、これはすべて終着ターミナルのタンクには適用するようしていただくつもりでございます。

○**松尾(信)委員** していただくのではなくて、必ずそういうふうなきちっとしていくべきだと思ひます。次はこの建設費等の予算関係でございますけれども、これは関東パイプラインだけでけつこうでありますけれども、説明を聞きますと総計三百三十四億、このようなことでありますけれども、総計三百三十四億の資金調達はどうのようになっておるのか。特にその中で工事費というものが工事期間約二年半と書いておられますが、これを少し早めたいという考えのように聞きましたけれども、そういう工事費の問題ですが、これは百四十億ですか。それから自己資本でどうするか、また借り入れ等がどのようになつてくるかという問題であります。それから二番目は、この石炭及び石油特別会計から七億円の流通合理化技術対策費として予算に計上されておるわけでありまして、けれども、その内容はどうなつておるのか。この二点を説明してください。

○**莊政府委員** 今年度実は関東パイプライン会社に対しましては、日本開発銀行からの融資二十五億円を財設計画で計上いたしておりますが、今年度は工事期間も非常に短いので、所要資金が少ないのでこういう形になっておりますが、すべての投資計画、二年余でございまして、これを対象にいたしました場合には、財投資金は少なくとも三〇％程度これを開帳から長期融資を行なう。それから残りの二〇％につきましては、これはとりあえず授權資本二十五億でございまして、払い込みが七億弱でございまして、これは工事の進行に伴ひまして、漸次授權資本、払い込みともふやす方向でございまして、全体の所要資金の約二〇％、これを自己資金でまかなう出資でございます。これは全体で十四社でございまして、一社にいたしましては全体でどの実負担にはならないかと存じます。残りにつきましては十四社の連帯保証の形で、これは市中銀行から長期の設備資金としての融資が実は話がまとまつておりまして、こういう意味で資金ソースとしては計画は考えたいということでございます。ただ、全体の輸送費を極力下げるといふ意味におきましては、できればもう少し自己資本が多くかつ財投からの融資が多ければ多いほど、これは低利でございますから望ましい

のでございましてけれども、やはり計算を置いてみますと、この程度の債務構成、借り入れ構成で、現在のタンクローリー輸送に比べますと安くて安い、国鉄のタンク車輸送に對しまして安いいという計画が実は出ております。

それから七億円の石油特別会計からの補助金の問題でございますが、これはほとんど全額が保安関係の技術の調査研究費でございます。この成果というものは、今後わが国におきまして各種のパイプライン設置の場合にもこれを活用していく、データなどは利用するという前提での補助を考えております。

○**松尾(信)委員** いま簡単な説明がありましたけれども、保安技術の対策関係にもつぱら使う、それは項目別に計画はありますか。

○**莊政府委員** この内訳は実は数項目に予算としては分かれておるのでございまして、それぞれに積算もございまして、説明も申し上げたいのでございまして、後ほど表にして差し出します。

○**松尾(信)委員** 先ほどちょっと触れられたのでありますけれども、石油パイプラインというものは独占的な性格を持つておるわけでありまして、でありますから、通産省、また国の監督というものは嚴重でなければいけませんし、あくまでも公共性という特質を伸ばしていかなければできないわけでありまして、新規石油企業の利用する場合とか料金の見直しの問題、先ほどちょっと触れられました先行投資だとか、また償却等の年限等もあるものだから最初高いということもありまして、けれども、料金をいつも見直していく。でありますから、それぞれの年度における石油パイプラインによる収支のチェックというものはどのように考へておるか。だんだん輸送費というものを低減していくという方向に、どのように考へておるかというところであります。いかがですか。

○**莊政府委員** 事業許可の際に事業計画と計画して収支見直し、その他財務関係のすべての計画を提出させるということにいたしておるのとは当然でございますが、これと同時に一般的な報告徴収

規定というものを整備いたしております。財務状況に関しても必要な報告を、これは別途省令等で内容を定めることに相なると思いますが、そういうことをいたします。それで、そういうデータに基づきまして毎年の確に企業の経営状況というものを把握いたしまして、料金を下げるのが妥当であり適当であるという判断に立ちましたならば、企業みずから変更認可を申請すべきでございますけれども、監督官庁としても必要ならば、最初の場合には命令権まで持つておりますので、十分平素も指導をするという考え方でございます。

○松尾(信)委員 大体以上で国内輸送の問題を終わるわけでありますけれども、やはり石油の輸送というところは、単に国内輸送の問題だけじゃなくて、沿岸運送、内航船、そういうものにとつていろいろ港灣事故等が起こっておりますけれども、東京湾における船舶航行と海難の事故の発生の状況につきまして、海上保安庁のほうから御説明願いたいと思います。

○村田説明員 東京湾に入っておりますタンカーにつきましては、いま手元にごいます資料によりまして、四十三年度では、五万重量トン未満で三百三十九隻、五万トンから十万トンの間が六百七隻、十万トンから二十万トンの間のタンカーが二百二十六隻、二十万トン以上が五隻、合計いたしまして千七百七十七隻となっております。四十五年度では、五万重量トン未満が三百三十隻、五万トンから十万トンの間が四百八十二隻、十万トンから二十万トンの間が四百二十二隻、二十万トン以上が百六十六隻、合計千四百隻になっております。四十三年から四十五年までの間には一・二倍という入港隻数の伸びになっております。

これに伴いまして、東京湾における海難の発生件数も逐年ふえておりまして、昭和四十二年度は海難の種類はいろいろございますが、合計いたしまして四十四隻、四十三年度が三十八隻、四十四年度が四十三隻、四十五年度が二十九隻、四十六年度が四十隻、このような海難の発生件数になっております。

ております。

○松尾(信)委員 それは石油事業だけでそのような件数であります。その他のやはり運送船舶の事故を加えますと相当の東京湾口における事故が発生しておりますのは、これは間違いない事実であります。でありますから、これは瀬戸内海のほうでもだんだんと事故が増加しつつございまして、

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

でありますから、この国内の輸送に対する安全対策と同時に、やはり沿岸における安全対策、特に東京とか、年間千何百隻というような船舶が出たり入ったりするわけでありますけれども、そういうものの安全対策というものをどのように考えておるか。これは早急に国内の輸送を石油パイプラインにして、いろいろ事故の絶滅だとか輸送の問題等考えておるわけでありますけれども、これはやはり並行的に沿岸部門もやりますかといけない、このように思うわけでありますけれども、考えはかがですか。

○村田説明員 おっしゃるとおり、タンカーの事故は、先般新潟で起きたジュリアナ号、これは約七千キロリットルの油が流出したわけでありますが、たいへんな騒動をもたらしたわけでございまして、それで、東京湾だけの大型タンカーについて御報告いたしますと、海上保安庁では、現在東京湾内で海上保安部署に巡視船五隻、巡視艇二十三隻、航空機六機を配置してございまして、それで油が流出した場合に直ちにこれらの船舶、航空機を出動させまして付近の航行船舶及び関係者に警告、通報を行なう一方、災害を局限するために事故船舶に対して流出防止措置等の指導を行なう。

それとともに、海上保安庁自体がオイルフェンズ——オイルフェンスといふのは海上における油をせきとめるものであります。これを展開いたしまして油除去剤を散布いたします。そのような応急措置をとることとしております。東京湾のようなどころで油が流れた場合には、おっしゃるとおり沿岸に対して非常な災害をもたらすおそ

れもございまして、これは官民一体となりまして必要な資材、人員を迅速かつ組織的に動員し得るよう、すでに東京湾におきましては東京湾内流出油災害対策連絡協議会という官民協力体制を設けまして、防災資機材の備蓄整備をはかるとともに、事故対策を講ずることになっております。海上保安庁ではすでに東京湾内におきまして、先ほど申し上げましたオイルフェンス千五百メートル、油除去剤四十トン、これをすでに整備いたしております。

以上のような防災体制をいま東京湾だけで整えております。

○松尾(信)政府委員 いまは事故が起きてからどうするのだ、こうするのだというお話でありますけれども、東京湾自体がもう非常に船舶がふえ過ぎまして収容能力がない、接岸しようと思っても自由につけられない。また、すれ違いが非常にひんぱんに行なわれておつて事故が起ることとか、もう東京湾自体の物理的な要素からたぐさんの事故が起つておるのではないかと、こう思うのです。瀬戸内海もそうです。船舶航行がふえる、そこで衝突事故だとかいろいろの事故が起つてくる。これをどうするかということでありまして、いさなり東京湾みたくないものを新たに作るということもむずかしいものでありますけれども、やはり船舶の運航の問題からいろいろ事故の起こらないような安全対策を考えていかないとけないではないか、このように思うのです。急に港はふえませんが、このように思うのです。急に港はふえませんが、このように思うのです。急に港はふえませんが、このように思うのです。

かとかというように配慮がなくては、事故が起きるからこうしますでは、だんだん船舶はふえてきますし、ですから事故はふえてくる、その対策だけで精一ぱいということでは、やはりこれはあと向きである、こう思うのです。何かそこに、ひとつ今後は抜本的な対策をお考えになって、そして関係各省と着目してもらつて、そして特に石油輸送に関しまして事故の起こらないように、事故が起つた対策でなくて事故の起こらないような方

策をひとつしつかり考えていただきたい、こう思うのですが、もう一回あなたの答を聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○村田説明員 先生仰せのとおり、タンカーのわが国周辺にやっております際の第一番のネックは狭水道でございます。東京湾で例にとりますと浦賀水道、伊勢湾でございますと伊良湖水道、大阪湾の友島水道、いずれも狭水道がネックになってございまして、ここでの衝突あるいは乗り上げ、そういったものが非常に多々ございまして、いま先生がおっしゃるとおり、予防対策として、いま東京湾の浦賀水道では、大型タンカーについては必ず入湾する三時間以前に海上保安部署に連絡する、そしてその狭水道を通過する場合には前後をタグボートあるいは当庁の消防船でエスコートする、そういうふうな予防対策をとっておりますが、抜本的にはやはり海上交通のルールを設けなくてはならないということになっておりますので、いま海上交通安全法、こういうものを海上保安庁では考えてございまして、今国会にお願ひしたい、このように考えて、いませつかく準備いたしておる最中でございます。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕
○岡本委員 石油開発公団法について少しお尋ねをいたします。
この法律の目的の中に、低廉かつ安定といううなことがありますが、先ほども松尾委員から、低廉について、どういふことが低廉というのかという質問がありましたから、その基準について局長からお聞きいたします。

○政府委員 たいへんむずかしいお尋ねではないかと存じますけれども、ここで「低廉」と述べておりますのは、まず基本になりますのは、やはりこれだけの消費国であり資源がない国では、安定を考えたければならない。安定なくしては価格もまた非常に高くなるわけでございまして、安定と低廉というのは車の両輪でございまして、昨今のOPECの動向等から見ました場合には、世

界的に原油の価格というのは当然上がってまいっているわけですが、そういう環境の中において、可及的低廉にという趣旨でございませう。

○岡本委員 ちよつとむずかしい質問だから。これは政治的配慮が必要だから政務次官ちよつと聞いてください。

佐藤総理がこういうことを言っていますね。円の切り上げの後の発言で、円の切り上げによってリスクのあると予想される資源の輸入等は、たとえば石油などは絶対に値上げしてはならない、こういうふうに言っておられるわけでありませう。ということは、円の切り上げがあつてむしろ下がるのがあたりまえだ、こういうふうに見えるべきであります。ところが一向に円の切り上げ後それだけのものが下がっていない。それについて政府はどういう見解をとっておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

○稲村(佐)政府委員 ほかの資源と違ひまして、石油に限つては円の切り上げ後も値上がりをしておるといふ現状でございまして、今後の問題については、きょうは長い間供給安定問題についていろいろ御質問があり、各局長がこれにお答えをいたしておられるわけですが、できるだけ低廉かつ安定供給という面に全力を注いでまいりたい、こういうふうに考えております。

○岡本委員 できるだけということになりますと、佐藤総理はそういうようなことを計算せずにとただ感じただけで言ったのか、何も確信を持たずにそう言ったのか、これは総理に聞いてみないとわからぬということになるでしょうけれども、これに対して局長のほうから……

それからもう一つは、一六・八%の円の切り上げがあつて、それから後に灯油なんかは卸売りが値上がりしているわけですね。小売り業者が非常に反対しているわけですよ。こういう点について——中には通産省主導型の値上げだといふようなことを言う人もいますが、これでは低廉という趣旨にマッチしないのではないか、こ

ういうことも考えられるわけですが、それについての御意見があれば承りたい。

○莊政府委員 わが国の原油の輸入価格でありませうが、CIFの日本に着いたときの価格で申し上げますと、一昨年の九月、十月ごろ、まだOPECの値上げが行なわれる以前のCIF価格でございませうが、大体キロリットル当たり四千円くらいでございませう。当時はレートは三百六十円レートでございませう。その後OPECの値上げでFOB価格のドル建ての価格では四〇%は値上り相対しておりますが、御指摘のように切り上げも相当ございませう。それで、結局現在どうなつておるかといふことでございませうが、現在は三百八円レートでございませうけれども、原油のCIF価格といふのはかつての四千円から約二割値上がりした価格でございませう。したがひまして、日本に入つておる原油の価格といふのはOPECの値上げ前よりもかなり高くなつておるといふのが事実でございませう。

それから灯油の卸売り価格というお話がございませうが、一ときは非常に上がるのではないかとOPECが値上げしたからメーカーも上げるという騒ぎを起し、たいへんな騒動になつたわけがございませうが、これは現状におきましてはその当時の値上げ前の価格よりも、精製業者の出し値で、キロリットル当たり約千円ぐらゐり値下がりをして同じ時期でしておるわけがございませう。最盛期の需要期においてそれぐらゐり値下がりをしておる。これは通産省におきまして極力必需物資について値上りを防ぐという意味で、昨年の夏十分な生産を行ない、在庫をふやすということを企畫のほうに強く要請してやつてもらつたのでございませうが、暖冬でその在庫も大部分売れ残つた、一部は外国に輸出もしたというぐらゐりの、そういう事情もいろいろございまして、結果としてOPECの値上げ前よりも同じ月の値段でキロリットル千円ぐらゐり下がつておるといふのが実態でございませう。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕

○岡本委員 先ほども低硫黄原油についての話がいふところとありましたが、電力会社のように多量に使用するところは、石油業者ばかりたよらずに直接輸入をさせてもらいたいといふような意見も、私どもが視察に行くところと出てくるわけですが、それに対して、通産省はさせないといふような状態だといふことを聞いたわけですが、それはどういふわけであつて、どうなつておるのか。これは通商局のほうで、あなたではないと思ひうけれども、一応……

○莊政府委員 火力発電所等で使ひます低硫黄のなまだきの原油でございませうとあるいは輸入の重油といふものが非常に盛んでございませうが、実は必要な量を獲得するのに日本の国全体としてきゅうきゅうとしてなかなかほしいだけの量が入手できてないといふのが全体としての置かれておる状況であるといふことをまず申し上げたいと存じます。

それで、その乏しい中で輸入が行なわれておるわけがございませうけれども、輸入する場合の扱いの窓口といふものは、現在精製用の原油といふものはすべて精製業者が輸入いたしておりますので、精製業者が扱うようにという指導はいたしております。これはどういふことかと申しますと、かりにある電力会社なら電力会社が、国内でも低硫黄の重油などを精製業者から買つておるわけがございませう。それと全く無関係に外国から輸入をどんだん競争するといふ状態といふのは、これは国全体として実は決してプラスになるわけでもございませうし、またそれが極端に行なわれますと、ある精製業者の手元では、せつかつくつた重油といふものが売り先を失つて非常にだぶついてしまふ。その結果、結局苦しまぎれに灯油とかガソリンとかの値上げといふことを考えなければ全体の精製企業としても立ち行かないといふふうな、いろいろな意味でのマイナスも予想されますので、わが国全体としての一つの秩序づけといふ意味で、そういうことを行政指導の形でやつておるわけがございませう。

外国から低硫黄の原油が輸入可能な場合あるいは低硫黄の重油が入手可能な場合には、これは精製業者も商社も国も全部が進んで調達に努力しておるわけがございまして、入手可能な輸入しないといふふうなことはこれは全然ございませう。

○岡本委員 この問題についてはやはり若干その点をゆるめて、特に公害問題でいまやがましく言つておるときですから、また脱硫装置にしましても、排煙脱硫にしましても、これはなかなか工業技術院でも技術はできた、しかし、そのあと電力会社にいろいろと試験をさせているわけですが、これをつけるとコストも上がる、あるいはまた金がかかることですから、なかなかやらないわけですよ。去年からやつているわけですから、でも、なかなかやらない。結局まだまだ試験中、試験中といふこと。通産省に聞くと、もうちゃんと技術はできております、こう言うのです。これでお互いに押し合ひしておつて、結局被害を受けるのは住民あるいは国民になるわけですがね。したがつて、この低硫黄に限つては若干ゆるめて、そして直接買えるものがあれば買つてあげるといふところも私は配慮をしなければならぬ時代が来たのではないかと、こう考えるわけですが、それについての一点と、それから、こつぱを返して悪いのですが、どんだん輸入されると精製業者が困る、売れ口がなくなるわけですから。そうすると、価格を上げなければならぬ、売れ口がなくなればこれは下がるのです。ですから、もう少し自由経済というものを尊重しなければならぬ。しかも、そうしてこそ私はもう少し互いに技術開発、あるいはいろいろなことによつてもう少し前へ進むのではないかと。いまの精製業者ですが、輸入業者だけがちゃんと組んでおつて、そして全部値段から何か操作することになつておるから、結局消費する一般消費者、そういうものはそこで全部チェックされてしまふといふことで、何か統制経済みたになつておるといふことは不満であると私は思ふのです。それが一つ

いかということも考えておるのですが、そういう考えを持っていないかどうか、ひとつこれは政務次官いかがですか。これはちよつと提案なんですけれども、政務次官、局長と相談して……。

○**莊政府委員** 原油の備蓄は、仰せのとおり今後非常に量的にふえてまいります。同じ六十日分と申しましても、消費が伸びれば、一億キロリットルにでもそれ以上にでもなつてまいるわけでございます。私ども通産省で詳細に検討したことがございますが、原油の一キロリットルを備蓄する

には大体二千五百円近いコストがかかるわけでございますが、一年分備蓄すれば二千五百円だけ石油の値段が上がるというわけでございます。六十日分でございますから、一年のうちの二月でございますからその六分の一になります。そうすると二月分備蓄では、二千五百円に對しまして、大体内需に全部経費をぶっかけますと、キロリットル当たり四百円ぐらゐがコストになるということかと存じます。さらに、この備蓄量というものを六十日から九十日、九十日から百二十日と上げれば、四百円であるものが五百円になり、あるいは六百円に上がっていくということかと存じます。これは消費が伸びますので、内需の伸びに應じまして全体のコストが上がりましても、キロ

リットル当たりには割って掛けますと、大体二月で四百円程度ということでございますが、何なんにも一番の大きな問題は、適正な土地というものをいかに手当てするか、そこでいかに公害が出る

ないよりにきちんとしたものを先行的にやってくかという点が非常に大きい問題だと存じます。これは単にドルがあれば備蓄ができるとかいうふうなことではございませんで、国全体の立地計画の問題、港湾の問題、輸送の問題等すべてとからむわけでございます。また備蓄日数をふやしていけば、財政措置も強化しなければ石油製品のコストに非常にはね返るという問題もございます。仰せのとおり、まさに総合的な問題でございます。現在通産省の中で、総合エネルギー調査会の中で、いろいろ御検討いただいておりますが、これを率

施に移す場合には、御指摘のとおり通産省だけではなかなか踏み切れません。これは運輸省も自治省も、いろいろなところに関係が出てくる問題でございまして、御指摘の点を十分体しまして勉強させていただきます。

○岡本委員 そうなると、どうしてもここで大きく力を入れてこなければならぬのが石油開発公団だと思ふのです。要するに、今度の法案を見ましても、日本が海外で独自に開発をして、そしてどんな需要を満たしていくために、公団に対しては相当力を入れてやっていかねければ、これだけの量が満たされなし、あるいは備蓄もできない。こういうことを考えるときに、私は石油開発公団の役割りというものは大きいものになると思ふのです。そこで技術導入あるいは研究開発及び技術者の養成、新しい技能、こういった新しい職能といふか、機能ですか、こういうものをやはり公団に持たせなければならぬ、公団の強化というものが必要である、こういう観点から非常に期待もし、また、この公団の拡充あるいはまた公団の仕事のやりやすさによっていかなければならぬ、こういう考えからちよつとお聞きしたいのですが、そのためには公団に対する仕事の育成と同時に、今度は監視ということも必要になってくると思ふのです。そこで、この公団法の細則ですか、業務方法書ですか、この公団からは、各法人に対して、出資の基本条件としては資本金の五〇％が原則になっている、こういうことを聞いておりますが、それは間違いありませんか、どうですか。

○田邊説明員 御指摘のとおりでございます。法律あるいは業務方法書の上の明文でそういう制限があるわけではございません。これは機動的にやっております、イランの石油開発の場合には七〇％の出資が現に行なわれたりいたしておりますが、過去においては実は四〇％程度のものもございまして、わが国が石油開発公団をつくりました本来の趣旨といふものが、政府の積極的な助成が必要であるけれども、同時に民間の創意

くふうというものを十分生かしながらこれを助成してやっていこうというふうな考え方から、お話のございましたように五〇％、半分半分というのが一応のめどというふうなことで運用はいたされておりますが、弾力性はございます。現に六割以上出した例がございまして、通産省といたしましては非常に重要な、しかも、希望が持てるけれどもリスクの高いような場合、こういう重要なプロジェクトにつきましては、七割以上でも出資を執行するという考え方を従前から持っております。

○岡本委員 そこで、五〇％というのは別にきまつてないのだ、七〇でも八〇でも一〇〇でも——一〇〇というのはおかしいですけども、何ほでもいいのだというのが通産省の考え方ですね。

○田邊説明員 これは財源とかかね合いももう一つ事実上はございまして、必要な場合には、積極的な助成を弾力的に行なうということが基本方針であると私も考えております。

○岡本委員 そこで、先ほどの話のありましたイラン石油について、昨年の九月二十八日の設立からことしの三月までに六ヵ月、五十一億四千万ですか、になつておるのです。こんな多額になつておるのですけれども、公団の総裁にひとつお聞きしたいのですが、出資するにあつて、その評価は、こんな大きな出資をするについて、公団が一応技術者によるところの審査もしておるようでありまして、現地のほうにはお行きになつて調査をなさつておるのか、ただ書類審査だけなのか、これをひとつお聞きしたいのですが、総裁見えておりますか。

○岡本委員 イランはお話のように非常に大きなプロジェクトでございます。現在公団から技術陣を二回にわたりまして出しております。現在も行つております。

○岡本委員 現地調査はもうなさつておるのかと聞いているのです。ただ書類審査だけで……

○岡本委員 本人が現在空中写真をとったり、現地に行つております。イラン石油会社と一緒にすでに現場で調査をいたしておりまして、一度はすでに帰つてまいりまして、私どもの技術陣と相談をいたしております。

○岡本委員 現地に派遣したのはいつですか。

○田邊説明員 向こうの利権協定ができる段階では、私も公団から理事が現地に参りまして、向こうの政府並びに公社と交渉いたしました。それから昨年の八月から約五ヵ月にわたりまして、現地で空中磁気、空中写真等要するに本人がやつたわけでございますが、またこの一ヵ月前から現地に技術陣が行つております。本人が行つております。

○岡本委員 間違ひございませんね。これだけの大きな出資をするのでありますし、私は公団に対しては今後も大きくなっていくように期待もして、石油の問題については大切なものであるから聞いておる。また慎重にやらなければならぬ。わずかに二週間のうちに書類審査で五十何億の金が出てくるというふうなことは——中小企業がちよつと借りようと思つても相当かかるわけですからね。相当審査もしあるいはまた直接現地も調査をして、そして間違ひのないようにやつていただかなければならぬということをやす申し上げておきます。

次に、法務省来ておりますか——法人、会社といふのは、発起人が集まつて会社の登記、法人の登記をする前にこれを法人とみなすのか、あるいはまた登記してからがほんとうの法人なのか、これについてひとつ。

○田邊説明員 法人と申しますのは、原則はおっしゃる通りに一般には登記によつて成立するものでございまして、法律的には設立準備中のものを含めて法人と考えております。正確には、設立中の法人、会社の場合には設立中の会社といふふうに表現しております。

○岡本委員 そうすると、設立前も発起人が集まつただけで、もうそれで法人としての資格があるわけですか。

○田邊説明員 法人としての実体はまだ備えておりません。そこで設立中の法人という表現をいたしますように、法人をつくるためにその実体を形成しつつある一つの集団、法律的にはそう考えております。先生のおっしゃる通りに、登記がなされませんと、その実体は法律的には備えないものでございまして、しかし、法人をつくるために必要不可欠な行為をいたしますために、発起人といふいわば一つの機関を設けてそういうものをつくり上げる仕事をやっている、その段階も法人に準じた一つの団体となつております。

○岡本委員 法人に準じた法人、おかしな話だね。法人といふのは、その前の準備があつても、これは発起人が集まつていろいろ相談しておるだけであつて、これはほんとうの法人とはいへないのじゃないか。やはり法務省に登記されて初めて法人の資格ができるのと違いますか。

○田邊説明員 おっしゃるとおりでございます。○岡本委員 法人といふのは、設立前は法人とはいへないのです。

そこでもう一つ聞いておきたいことは、公団の業務方法書の中に「公団の出資および資金の貸付けの相手方は、海外において石油の探鉱を行なう本邦法人または本邦人もしくは本邦法人が出資しかつ経営に参加している外国法人」というふうに法人があるいはまた本邦人といふふうに出てくるわけですね。ところが公団の出資状況を見ますと、たとえばエジプト石油ですか、これが設立は四十五年の七月十七日、ところが出資したのはその前の七月の九日に出資しておるということになりますと、この公団の業務方法書の六条と違つてはなにかといふことを私は考えるわけですが、その点について総裁からひとつ……

○田邊説明員 普通の場合には、設立登記が完了して会社が設立されてから出資をするのが私は原則だと思ひます。しかしながら、御承知のように石油の利権交渉、契約等は非常にタイミングを要する関係から、ただいま私どもの考え方いたしました

るわけですか。

○田邊説明員 法人としての実体はまだ備えておりません。そこで設立中の法人という表現をいたしますように、法人をつくるためにその実体を形成しつつある一つの集団、法律的にはそう考えております。先生のおっしゃる通りに、登記がなされませんと、その実体は法律的には備えないものでございまして、しかし、法人をつくるために必要不可欠な行為をいたしますために、発起人といふいわば一つの機関を設けてそういうものをつくり上げる仕事をやっている、その段階も法人に準じた一つの団体となつております。

○岡本委員 法人に準じた法人、おかしな話だね。法人といふのは、その前の準備があつても、これは発起人が集まつていろいろ相談しておるだけであつて、これはほんとうの法人とはいへないのじゃないか。やはり法務省に登記されて初めて法人の資格ができるのと違いますか。

しては、やむを得ない場合には、すでに発起人総会が開かれまして定款が定められ、あるいは発起人が株を引き受けたという時点では、タイミングを要する場合に出資をするほうが石油の開発の目的を達するという意味で出資をいたしております。

○岡本委員 この業務方法書というのは通産省で検討しているわけですね。それならそれで、そういう便法を使うなら便法を使うというように、ここに規定がなければおかしいのではないかと私は思うのです。だから、この六条にやはりそのことがはつきりうたてなければ、これはちよつと業務方法書——要するに最初に公団法ができたのですから、このときの精神と便法を使っている。それであればそのように私は改正が必要であらうと思うのですが、通産省いかがですか。

○駐政府委員 学説上の通説といたしましては、先ほど法務省からお話があったように、会社の設立手続でもそれが相当に段階が進んで熟してきた場合には、いわゆる設立中の会社という法律上の概念をもつて一つの社会的な存在として考えて適当であるということが通説としてあるということ、私は、私も承知いたしております。したがって、その学説によりますれば、そういう設立中のものも、手続がほとんど進行して設立が確定という場合には含み得るという意味におきまして、いま総裁がおっしゃいましたようなやむを得ない事情がある場合には、従来、全くの例外でございますけれども、二、三そういう例がないわけではございません。仰せのとおり、これは解釈、運用でやってもいいかもしれないけれども、政府機関であるから、かつ相当大きな金額が出資されるのであるから、そのところは業務方法書上も明確にし、それを認めるなら認めるでどういふ場合にどういふ手続で認めるかというふうなことをはつきりしたほうがいいではないかという御指摘、私は全くごもっともであると思つて拝聴しております。そういう方向でひとつ検討させていただきます。

す。

○岡本委員 二、三ありますというけれども、多くの調べただけでも三カ所、三カ所というのは十二社のうち三カ所ですよ。百カ所のうち三カ所じゃないのだから。いまあなたが答弁されたからよろしいけれども、そういったはつきりしたことをわれわれが見てわかるようにしてもらわねと困る。

次に、通産省それから公団から資料をもらったのですが、この中で、所要資金に対して公団から投融資資金を出してある。海洋石油、これは所要資金が一千万しか要らない、それに一億二千万の投融資資金を出してあるのですが、これは資料が間違ひなのか、どうですか。

○駐政府委員 海洋石油は現在資本金が全体で二億三千万円だったと記憶いたしておりますが、公団からの出資金はちよつとその五〇%、一億一千五百万円でございます。この会社は三井、三菱それから伊藤忠、日商岩井等、商社が中心になりまして石油開発に乗り出す。プロジェクトが具体的にあったわけではございませんが、広くチャンスを探めて機動的に動くという必要もあつてきた組織でございますけれども、その中の確かな利権情報あるいは地質図等を入手するということが仕事を進行する場合に基本前提になります。これが非常に国際的に高いわけでございます。資料費と申ししましても決して一千万円ではございませんで、一億何がしの出資といふものは非常に高い資料費、どうしても要りますので、そういうものを考へての出資でございます。

○岡本委員 これは総裁、あなたからもらつた資料ですが、その他の会社、たとえば海洋石油の上の合同石油、これですと所要資金が三十五億五千万。ところがその下の海洋石油、これは一千万しか要らない。三十五億五千万の合同石油開発では十六億、それから海洋石油会社では所要資金が一千万しか要らないのに一億二千万、こういうような資料が出ておるわけです。これは間違ひなのかどうか。これは時間の関係ですが、どうな

んですか。

○島田参考人 実はその資料は公表をいたしておりませんが、もし一千万ということであればそれは間違ひであると思ひますので訂正をさせていただきます。

○岡本委員 最後に、これは外務省ですか、日韓大陸な話し合いがあつたのですが、この話し合いは第一回が一九七〇年十一月四日、五日ですが、第二回が一九七一年、一九七二年とういうふうになっておりますけれども、これについて実は私、疑問の点があるのです。日本石油開発に鉱区の指定をさせておるわけですが、鉱区の指定をして日本石油開発に五千万の出資をさせて国がそれをとつておるわけですが、この鉱区が韓国の言うところと同じように重複している。大体この時期を見ますと、韓国と話し合いがまだついていないころに、こういう鉱区に出資をさせておるというふうな事例があるのですが、この点についていかがでしょうか。これは通産省とどこですか。

○島田参考人 公団は出資をいたしておりません。

○駐政府委員 御指摘の鉱区は実は韓国とわが国と大陸だの所管につきまして紛争のある地域でございまして、一昨年来外交ルートを通じて法律論争を積み重ねておられます。何とか両方円満に納得できる形で解決しようということである議論を尽くしていまやつておる最中のところでもあります。まだボーリングなど行なつておりませんし、公団の出資も総裁の御答弁のとおりでございます。

○岡本委員 公団の出資ではなくて、日本石油開発が鉱区を購入するため国に対して五千万を出して、日本政府に五千万を支払いをしてこの鉱区の権利をとつておるわけです。ただ、韓国との話し合いがまだできていない、ちよつと話し合いのころに、日本政府が日本石油開発に対して五千万をこつちが出資したのではなくて支払ひさせて鉱区の権利をとらせておる、こういうことが私の手元に出ておるわけですが、この点についてひとつ最後にお聞きして終わりたいと思つたのですが、い

がですか。

○駐政府委員 福岡の通商産業局長に對しましてその会社は鉱業権の設定の出願を現在いたして、願書は受理されておりますが、まだ鉱業法に基づく権利の設定は行なわれておりません。御指摘のような事実は私存じませんので、調査をさせていただきます。

○岡本委員 これは調査をして——私のほうにはそういう資料が入つておるわけですから、韓国との間でまだはつきりしていないというときに鉱区の指定をして、そうして先にその権利を渡すというのもちよつとどうもおかしいように感ずるわけです。ですから、それはひとつ調査をして、あとで御返事をいたしたい。

このあとまだいふあるのですけれども、時間ですから次の機会にいたしまして、きょうはこれで終わります。

○鴨田委員長 次回は、来たる十四日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時二十一分散會

昭和四十七年四月二十一日印刷

昭和四十七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局